

米軍基地関係特別委員会記録
<第3号>

平成29年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成29年3月24日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成29年 3月24日 金曜日
開 会 午前10時42分
散 会 午後 5時47分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 陳情平成28年第39号、同第43号、同第78号、同第80号、同第81号、同第117号、同第119号、同第124号から同第127号まで、同第129号、同第131号、同第138号、同第153号、同第161号、同第163号、同第167号、同第168号、同第173号、同第175号、同第178号から同第183号まで、陳情第1号、第5号、第6号、第13号、第14号、第17号、第20号の4、第23号、第25号、第27号及び第28号
- 2 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（12月以降の米軍関係の事件・事故について）
- 3 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（米軍普天間飛行場の5年以内の運用停止の実現を求める意見書について（追加議題））
- 4 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事対象区域（第1種区域）の見直しに関する意見書について（追加議題））

出 席 委 員

委員	長	仲宗根	悟	君
副委員	長	親川	敬	君
委員		山川	典二	君
委員		花城	大輔	君
委員		末松	文信	君
委員		照屋	守之	君
委員		宮城	一郎	君
委員		崎山	嗣幸	君
委員		新垣	清涼	君
委員		渡久地	修	君
委員		嘉陽	宗儀	君
委員		金城	勉	君
委員		當間	盛夫	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	謝花	喜一郎	君
参事	兼基地対策課	長	運天	修	君
辺野古新基地建設問題対策課	長	金城	典和	君	
環境部環境企画統括監		棚原	憲実	君	
環境部環境政策課	副参事	普天間	朝好	君	
環境部環境保全課	長	仲宗根	一哉	君	
農林水産部水産課	長	新里	勝也	君	
企業局参事兼配水管理課	長	仲村	豊	君	
教育庁参事兼義務教育課	長	石川	聡	君	
教育庁文化財課	長	萩尾	俊章	君	

警察本部 刑事部長 當山達也君
警察本部 交通部長 梶原芳也君

○仲宗根悟委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

陳情平成28年第39号外37件、本委員会付議事件、軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る12月以降の米軍関係の事件・事故について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境部環境企画統括監、企業局参事兼配水管理課長、教育庁参事兼義務教育課長、警察本部刑事部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、陳情第39号外37件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続が27件、新規が11件、合計38件となっております。

まず、継続審議となっております陳情27件につきまして、処理概要に変更があった主な箇所を御説明いたします。

説明資料の21ページをお開きください。

陳情平成28年第126号米軍北部訓練場のヘリパッド建設に対する抗議決議を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

北部訓練場の過半の返還条件とされていた6カ所のヘリコプター着陸帯については、平成28年12月までに全てが米側に提供されております。

北部訓練場のヘリ着陸帯の移設については、当該地域の自然環境や地域住民の生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県としては、建白書に基づき、オスプレイ配備に反対であり、今後ともあらゆる機会を通じ、日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。

続きまして、説明資料の34ページをお開きください。

陳情平成28年第167号米軍北部訓練場のヘリパッド建設及び米軍への提供に反対し、米軍機の飛行訓練への使用禁止を求める陳情の項目6につきまして、処理概要を御説明いたします。

東村高江区の周辺等においては、現在、機動隊による警備活動は行われていないものと承知しております。

続きまして、説明資料の40ページをお開きください。

陳情平成28年第178号翁長知事及びオール沖縄に対する陳情の項目1につきまして、処理概要を御説明いたします。

県としましては、撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。

続きまして、説明資料の48ページをお開きください。

陳情平成28年第182号北部訓練場について県民に対する説明責任を果たすことを求める陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

項目2についての2段落目につきまして、49ページになりますが、「沖縄防衛局によると、日米間で着弾区域は特定されておらず、復帰以後現在に至るまで、実弾射撃は行われていないとのことです」。

また、項目5についての1段落目につきまして、「沖縄防衛局によると、北部訓練場における航空機による訓練について、その内容やオスプレイ配備後の変化等、個別具体的な訓練の詳細については承知していないとのことでありす」に修正しております。

そのほかにも、時間経過に伴う状況の変化等があった部分について修正し、下線を付して表示しておりますが、基本的な処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の53ページをお開きください。

陳情第1号オスプレイのつり下げ訓練及び騒音被害に対する抗議並びに着陸帯ファルコン撤去に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1及び項目2につきましては、平成28年12月6日に宜野座村城原地区で、オスプレイが物をつり下げた状態で住宅地上空を飛行したことにより、周辺住民に大きな不安を与えるという事態が発生しました。

12月7日、県は、沖縄防衛局や在沖海兵隊に対して抗議するとともに、周辺住民に十分配慮することを強く求めたところです。

同地区については、平成28年10月下旬には航空標識灯が設置され、県は、施設・区域外でのつり下げ訓練は行うべきではないと申し入れるとともに、沖縄

県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協と連携し、住民地域に隣接する着陸帯の運用を停止するよう要請しているにもかかわらず、今回の事態が発生したことは、到底容認できません。

県としては、引き続き、住民地域に隣接する着陸帯の運用停止を、国に強く求めてまいります。

続きまして、説明資料の55ページをお開きください。

陳情第5号MV22オスプレイ墜落事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1及び項目2につきましては、平成28年12月に発生したMV22オスプレイの墜落について、県は、米軍及び政府に対し、オスプレイの飛行を直ちに中止し、配備を撤回するよう強く要請するとともに、事故に強く抗議しました。

しかしながら、十分な原因究明もないまま、事故から6日後に飛行が再開されており、これを容認する政府の姿勢は、信頼関係を大きく損ねるものであると考えております。

県は、航空機事故等が発生した際、政府が、その状況や原因についての調査結果を県に説明し、県からの意見を踏まえ、その意見を十分に反映させるなど、県民の不安を払拭し、安全・安心を確保する新たな仕組みが必要と考え、政府に対し、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする協議会の設置を要請したところです。

項目3につきましては、県としては、引き続き、軍転協とも連携して、オスプレイの配備撤回、基地の整理縮小及び騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の57ページをお開きください。

陳情第6号嘉手納基地における米軍機の騒音激化に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から項目3につきましては、嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、外来機のたび重なる飛来に加え、米国州空軍F16戦闘機等が累次にわたり配備されており、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

県は、これまであらゆる機会を通じ、嘉手納飛行場における訓練移転の検証を行い実効性のある対策を講じることや、航空機騒音規制措置の厳格な運用、騒音対策の強化・拡充等、航空機騒音の軽減について要請してきたところです。

県としては、今後、軍転協と連携しながら、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、合意から20年が経過した同規制措置について、効果の検証と見直しを求めていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の59ページをお開きください。

陳情第13号沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1(1)につきましては、「地方自治は民主主義の学校」と言われるように、国と地方が対等な関係でお互いを尊重し合い、合意を形成するルールを構築するなど、地方の意思が十分に反映されるような統治・政治システムを有することが、成熟した民主主義国家としての本来の姿であると考えております。

項目1(2)につきましては、知事は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。

また、一連の選挙において明確に示された沖縄県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を推し進めることを許すことはできないと考えております。

沖縄県は、辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱にし、普天間飛行場の県外移設を求めてまいります。

続きまして、説明資料の61ページをお開きください。

陳情第14号沖縄防衛局のコンター見直しに関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1につきましては、陳情平成28年第173号に同じであります。

続きまして、説明資料の63ページをお開きください。

陳情第17号嘉手納基地における米軍機の騒音激化に対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から項目3につきましては、陳情第6号に同じであります。

続きまして、説明資料の65ページをお開きください。

陳情第20号の4石垣市振興に関する陳情につきましては、辺野古新基地建設について、県は、辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱にしており、政府に対し、普天間飛行場の固定化を避け、県民の理解の得られない辺野古移設案を見直し、県外移設及び早期返還に取り組むよう求めております。

続きまして、説明資料の66ページをお開きください。

陳情第23号北部訓練場に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1の後段につきましては、陳情平成28年第119号項目3(1)に同じであります。

続きまして、説明資料の68ページをお開きください。

陳情第25号在沖米海兵隊の駐留検証に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から項目4につきましては、在沖海兵隊につきまして、県は、防衛省より示された在日米軍・海兵隊の意義及び役割について2度の質問を行い、回答を得ておりますが、海兵隊の役割について政府の説明は十分ではなく、政府はさらに丁寧な説明を行うべきであると考えております。

県としましては、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。

沖縄21世紀ビジョンにおいては、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を進めることとしております。

その実現のため、在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えており、今後とも、軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じて、基地の整理縮小を日米両政府に対し、強く求めてまいります。

続きまして、説明資料の70ページをお開きください。

陳情第27号オスプレイ等の飛行訓練による高江区民の生活権侵害の現状を把握し、オスプレイの飛行禁止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1につきましては、北部訓練場の過半の返還条件とされていた6カ所のヘリコプター着陸帯については、平成28年12月までに全てが米側に提供されております。

沖縄防衛局によると、継続的な運用を可能とするための歩道整備等を引き続き行うこととしており、工事全体については、本年夏ごろの完了を目指しているとのことであります。

項目3につきましては、陳情平成28年第180号項目1及び4に同じであります。

続きまして、説明資料の72ページをお開きください。

陳情第28号北部訓練場に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1及び項目2につきましては、陳情平成28年第78号項目3及び4に同じであります。

以上、知事公室の所管に係る陳情38件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

棚原憲実環境企画統括監。

○棚原憲実環境企画統括監 環境部関連の陳情につきまして、御説明いたします。

環境部関連の陳情は新規3件、継続8件となっております。

初めに、継続8件中、2件の処理概要に変更があり、資料14ページ及び51ページに下線を付して表示しておりますが、いずれも、時間の経過に伴う状況の変化等があった部分についての追加・修正したもので基本的な処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を説明いたします。

説明資料の61ページをごらんください。

陳情第14号沖縄防衛局のコンター見直しに関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目2につきましては、嘉手納飛行場周辺の航空機騒音調査については、県及び関係市町村で連携して21地点において常時測定を実施し、平成27年度は8地点において環境基準値を超過しております。

県では、航空機からの夜間騒音による基地周辺住民への睡眠妨害等の被害が懸念されていることから、環境基準の指標であるL d e nに加え、夜間の等価騒音レベルについても平成25年度から調査を実施し、公表しております。

県としましては、引き続き嘉手納飛行場周辺の航空機騒音の実態把握に努めてまいります。

項目3につきましては、県では、環境基準の指標であるL d e nに加え、夜間等価騒音レベルや最大騒音レベル等の航空機騒音による睡眠妨害の評価に適した指標の検討及び当該指標による適切な環境基準の導入について、平成26年に環境省に要望しております。

また、低周波音についても、航空機からの低周波音の発生に係る実態把握のほか、健康影響の評価や環境基準の策定について、環境省に検討を求めているところです。

続きまして、説明資料の66ページをごらんください。

陳情第23号北部訓練場に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1の前段につきましては、陳情平成28年第119号項目3（2）及び（3）

並びに陳情平成28年第180号項目3（3）に同じであります。

項目2につきましては、陳情平成28年第117号項目5に同じであります。

続きまして、説明資料の70ページをごらんください。

陳情第27号オスプレイ等の飛行訓練による高江区民の生活権侵害の現状を把握し、オスプレイの飛行禁止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目2につきましては、陳情平成28年第119号項目3（2）及び（3）に同じであります。

以上、環境部に係る陳情の処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、企業局参事兼配水管理課長の説明を求めます。

仲村豊企業局参事兼配水管理課長。

○仲村豊企業局参事兼配水管理課長 企業局関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、企業局に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 企業局参事兼配水管理課長の説明は終わりました。

次に、教育庁参事兼義務教育課長の説明を求めます。

石川聡教育庁参事兼義務教育課長。

○石川聡教育庁参事兼義務教育課長 教育委員会関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、教育委員会に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 教育庁参事兼義務教育課長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 陳情平成28年第39号辺野古新基地建設を直ちに中止し、普天間基地の即時閉鎖を求める陳情、陳情平成28年第178号翁長知事及びオール沖縄に対する陳情、陳情第13号沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める陳情は辺野古の基地に関する件なので、一括して質疑します。トータルで民主主義の国なのかということも含めてですが、まず、辺野古に新基地をつくらせないことを県政運営の柱とし、あらゆる手法を使って取り組みをしているという表現をいつもしていますが、実際は辺野古の陸上部の再編計画として隊舎2棟は認めて、隊舎をつくることによって、そこで埋立工事が行われます。その地域にある施設を再編する一環として隊舎2棟がつけられるわけです。この隊舎はかなり老朽化していて、今つくと40年、50年はもちます。あらゆる手法を用いてつuturaせないと言いながら、隊舎などの埋立工事に伴う陸上再編事業を県が認めているという現状は、言っていることとやっていることが違うのではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 隊舎2棟につきましては、昭和54年に建設されて大変老朽化が著しいということで、建てかえが行われていたところですが、しかしながら、反対運動等により、2棟とも建設の途中で工事がとまっているということで、金属の腐食等によって大変危険な状況にあるということが和解協議の中での説明があったところがございます。それにつきまして、我々は十分に沖縄防衛局からの御意見もいただきながら、過去の資料などについても確認いたしました。キャンプ・シュワブ内の辺野古新基地の施工区域外にある既存隊舎の老朽化に伴い、これを施工区域外に移設するということが確認されたので、認めたということがございます。

○照屋守之委員 ですから、辺野古の埋め立てをして、そこに滑走路をつくる事業があって、その周辺にあるものが邪魔だから新たに上につくる。県は、滑走路周辺にあるいろいろな施設をキャンプ・シュワブ内に移設する再編事業ということはわかっているわけです。キャンプ・シュワブ内の工事には県の了解

は必要ないのに、工事がとまっているものをあえて認めるというやり方は、口ではあらゆる手法を使ってつくらせないと言いながら実際はさせているのです。あらゆる手法を使ってつくらせないと言うのであれば、陸上部のものについても全て反対をする。この再編ができなければ、埋立工事もできないではないですか。そういうものを認めておきながら、反対、反対と。国の批判だけでしょう。こういうことが通用しますか。そうであれば、あらゆる手法というのは取っ払ってください。自分の都合のいいように反対するという事ではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 経緯は先ほど御説明したとおりですが、昭和54年に建設された老朽化した隊舎を新たに区域外に建設するという工事は、既に着手されていたところですが、ただ、和解協議により、全ての工事がとまったということがございました。そういった中において、防衛省側から、この件については本来、和解協議の事項とは関係のないものなので、工事を再開してもいいのではないかと御意見があったということでございます。委員御指摘のように、我々はそれについてとめる、とめないという権限はないのですが、国において和解条項に基づき真摯に全てとめているものについて、工事の再開を認めてもらいたいという話があったので、我々としては埋立工事に直接関連がないということで、表現も少し難しいのですが、工事再開を容認したということでございます。

○照屋守之委員 国は強行してつくっていると批判をしながら、一方で国の言い分を認めて、隊舎2棟の建築を一あれは途中ですよね。それを容認するという皆様方の姿勢は、つくらせないと言いながら、つくらせているのです。言いましたように施設の再編です。ここに滑走路をつくり、その周辺にいろいろな施設ができるのです。滑走路をつくるから、これをキャンプ・シュワブ内に移設する一環の隊舎の工事ですよね。堂々めぐりになるのですが、とにかく県民からすると一県民は余りそれをわからないかもしれませんが、あらゆる手法を使ってつくらせないと言う県知事が、実際は陸上工事は認めているという話になれば、とんでもないのではないですか。

次に、最高裁判所判決で翁長知事の違法が確定しました。あらゆる手法を使ってつくらせないと言う人が、裁判に負けて、埋立承認取り消しを取り消すわけでしょう。そして、工事が再開されるわけです。これはどういうことですか。

○謝花喜一郎知事公室長 高等裁判所の判決等で知事本人からいろいろ意見陳

述等も行い、裁判官から知事に対する質問もございました。その中で確定判決に従いますかという趣旨の御質問があったと思います。そこで知事は、行政の長として確定判決に従いますというお答えをしております。我々も基本的に、行政の長は確定判決には従うことが本来の姿だろうと考えております。こういった経緯もございまして、最高裁判所判決は残念な結果ではございましたが、県は敗訴いたしましたので、承認取り消しを取り消したということでございます。

○照屋守之委員 あらゆる手法を使ってつくらせないと言っていますが、陸上部の工事の再開はそれに反することです。反対しながら、つくらせています。隊舎2棟は県の許可がなくても国はやるのに、あえてわざわざいいですよという形で認める。あらゆる手法を使ってつくらせないと言うのは翁長知事です。裁判で負けて、埋立承認取り消しを取り消したから工事が再開しているのです。工事はとまっていたのです。あらゆる手法を使ってつくらせない人が、みずからこれを取り下げて工事を再開させますか。裁判でどうのこうの言ったって、皆さん方は判決に従っていないでしょう。都合のいいときは国の立場になって、裁判に負けたら撤回するという話ですが、このように相矛盾したことをしながら、なぜあらゆる手法どうのこうのと同じことばかり言うのですか。やっていることは全く逆です。今、県知事がつくらせているのです。その現実はどう思いますか。

○謝花喜一郎知事公室長 隊舎2棟については、和解条項で工事がとまっています、しかも、埋め立てとは直接関連がないと。区域外から区域外にということで認めたということです。判決につきましては、先ほどもお答えしたとおりでございます。沖縄県もあらゆる手法を用いてということがございますし、いろいろな県民の声もございました。そういった中において、県は取り消さないという手法も一つ的手段として検討しました。しかしながら、知事の高等裁判所判決の言葉、それから、三権分立の中における行政の立場一仮に、県が承認取り消しを取り消さない場合、国はさらに代執行訴訟によって手続を行うでしょう。そういったことをトータルで考えたときに、やはり沖縄県としては原則に基づいて承認取り消しを取り消すと。あらゆる手法を用いてというのは、承認が復活しますので、その承認後、国が行うさまざまな手続で知事が有する手法について厳正に法令解釈を適用して対応するというところでございます。

○照屋守之委員 ですから、そこはあらゆる手法という言葉を使わないでください。ケース・バイ・ケースで反対しますと言ったらいいです。なぜいろいろ

な意見も聞いてどうのこうのと言って、周りに押しつけようとするのですか。我々は議会として、本当にあらゆる手法で取り組むという人たちが一代執行訴訟でも起こさせたらいいではないですか。県民はそれを見るでしょう。それがあらゆる手法で反対するという姿勢ではないですか。国が工事再開できるようなものをつくっておいて、周りからは強行で進めていると言わせて、マスコミはみんなそうではないですか。皆様方がそれを取り消したから、それにのっとって工事が再開されているのに一工事再開を認めながら、一方ではあらゆる手法で反対すると言う。こんなやり方は非常におかしいということと、なぜもっと真剣にやらないかという話です。岩礁破碎の件も、判決に従って知事は取り消しを取り消したということですが、これからの手続について、国も県も判決の趣旨に従ってお互いに協力してやっていきましょうというのが和解条項だったのでしょ。

○謝花喜一郎知事公室長 委員の御指摘のものは和解条項の9項ですが、是正の指示の取り消し訴訟判決確定後は直ちに同判決に従いということで、是正の指示の取り消し訴訟に関する規定となっております。ところが、さきの最高裁判所の訴訟は、是正の指示の取り消し訴訟ではなく、不作為の違法確認訴訟ということで、和解条項9項が適用される場面ではなくなってきたわけです。事の起こりは、国地方係争処理委員会が国を勝たせるか、沖縄県を勝たせるか、どちらかの二者択一的なもので、国が勝った場合、県が勝った場合という中において是正の指示云々という9項につながっていったわけですが、国地方係争処理委員会が国と地方のどちらにもつかずに、協議を行いなさいということで、そもそも筋道が変わってきたわけです。そういった流れにおいて、県が協議を行おうとしたときに、国において違法確認訴訟がなされたということでございます。そういったことで、我々はそもそも9項の適用ではないと。仮にやっただとしても、行政の長が最高裁判所の確定判決に従うということは、ある意味、当然なので、我々は承認を取り消しております。その後、全ての手続が有効ということを前提に行政手続をすることがいいかということ、それは違いうだろうということで、私どもは今後のさまざまな手続についても法令に基づいて対応するという2本の理屈で県は対応しているということでございます。

○照屋守之委員 この和解条項の扱いは非常に自分の都合のいいように解釈しますね。高等裁判所でそういうことをやって、結局、最高裁判所で審議もしないで一和解条項も全部生きているのです。その1つの部分というようなことを言いますが、埋立承認手続が適法か違法かということ問うて、翁長知事は負

けました。埋立承認手続のその後の対応は、お互いに協力してやりますというのが和解条項です。国はこの和解条項について認めているのに、皆様方は裁判所の立ち会で両方の代理人が行って、その和解に同意したわけでしょう。なぜこの同意でお互いの見解が違ふことがありますか。これは司法に対する挑戦以外の何物でもありません。裁判所が立ち会って、これからは協力してやりなさいということで裁判所が和解条項を示して、知事を含めて双方が認めたわけでしょう。

○謝花喜一郎知事公室長 9項の適用があるかないかは別にしても、その後の判決に従いということについて、我々は承認取り消しを取り消しているわけです。ですから、承認が復活しました。今、恐らく委員の御指摘は、今後も全て埋立承認を前提として埋立工事が進むように対応すべきだという御意見だと思いますが、県は行政の立場として、埋立承認が有効になったことを前提として国はさまざまな手続を行ってまいりますので、それに対して、法令に基づいて適正に対応します。否定ありきでは言っていません。いずれにしても、関係法令に基づいて対応しますという答弁をしているわけです。

○照屋守之委員 最初からそれを言えばいいのです。先ほどは全く違うようなことを言っていたでしょう。あれとこれは全く別物だという感じで、あそこでこう言う、こっちでこう言う、知事公室長は何を考えているのですか。これは埋立承認の和解条項ですから、皆様方の理解だけではありません。国も県も一緒にそういう手続にのっとってやるという話です。普通に考えて、翁長知事の埋立承認取り消しは違法だと。仲井眞前知事が適法だったということで、その後については手続を踏まえてやりなさいという話ですよ。今、岩礁破碎は、あらゆる手法でとめるという手段のもとに認めたくないということがあって、国は何とか継続してやれるような手段はないものかということで、結局、漁業権を放棄して、岩礁破碎の手続は必要ないという見解を水産庁も示しているようです。この岩礁破碎については、県も同じ考え方ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 岩礁破碎について、県は漁業権放棄をもって直ちに漁業権がなくなるものではないということで、本会議でもずっと答弁しているところでございます。したがって、今般の水産庁への防衛省からの照会に基づく、沖縄防衛局から県への3月15日付の通知文書につきまして、県は疑義があるということで、水産庁へ照会をすることを検討しているところでございます。

○照屋守之委員 以前からこのような問題提起をされて、本会議でもそういう指摘をされておりますが、これまで一向に水産庁と調整をしていません。一方的に、水産庁は漁業権を放棄したらそれは必要ないということを行っているにもかかわらず、県は積極的に調整をしていない。なぜあなた方はそうなのか、我々はこういう立場だというようなことがなされていません。なぜやらないのですか。都合が悪いのですか。

○新里勝也水産課長 岩礁破碎と許可制度につきましては、沖縄県漁業調整規則に定めて運用しているところでございます。この規則の中では、漁業権漁場内における岩礁破碎行為を行う際は、知事の許可が必要ということで運用しております。今、漁業権が存在するかということが議論になっておりますが、我々のこれまでの運用としましては、昭和47年に漁業調整規則の運用が始まっておりますが、一貫して漁業権漁場内のそういう行為に対しては許可が必要として運用しております。考え方としましては、これまでも国会答弁の中で漁協の総会の議決だけで漁業権が消滅するものでないという政府見解が示され、さらに、10年に1回の共同漁業権の免許の際に、水産庁から事前に示される地方自治法に基づく技術的助言の中で、政府見解と同様の趣旨の見解を長官名で全国の知事宛てに発出された文書—最新のものでは平成24年でございますが、その文書をもちまして、現時点でも漁業権漁場内における岩礁破碎許可の取り扱いということで運用しているところでございます。この間、そういう議論がございましたし、最新の見解としましては、去る3月15日に沖縄防衛局の文書の中で水産庁長官名で新たな見解が示されたものと受けとめております。それについて、これまで我々が認識しておりました漁協の総会をもって直ちに消滅するというものではなく、漁協の特別決議を経て放棄された場合、漁業権は消滅し、漁業権の設定されている漁場内に当たらないという見解が初めて水産庁から示されたと受けとめております。そのため、今、全国にもいろいろ話を聞きながら、その見解がどのように変わったのかということ、今後、どのように対応すべきかということについて、水産庁に照会すべく準備を進めているところでございます。

○照屋守之委員 ですから、なぜ今やるのかという話です。これは前からわかり切っていることではないですか。こういうことも含めて、県の対応はしっかりやるべきであって一私の手元にあるのは、昭和46年8月の国の農林水産委員会です。水産庁長官が、漁業協同組合の総会の特別決議によって漁業権の一部

放棄は可能であると明確に言っているわけです。そのような国の流れも含めた形で対応しないと、結局、国がそう言ったって県はこういう立場なのだと行って対応していくという後追いのやり方が非常に混乱を招くのです。これがひいては県民に対しても不信感を与えるということです。水産庁は漁業法や水産業協同組合法の法律に沿った対応をしているわけでしょう。県はどういう根拠で岩礁破碎の件に対応しようとしているのですか。

○新里勝也水産課長 漁業法、水産業協同組合法については、漁協の総会で特別決議として定める要件として、例えば出席者が正組合員の3分の2以上とか、事前に正組合員の同意を得る必要があるということを定めております。そういう手続を踏まえて、漁協で漁業権の消滅の同意をすることを定めております。漁業権の消滅がなされるかどうかについての議論でございますが、我々が一番参考にしておりますのは、昭和61年の参議院での政府見解です。少し読み上げますと、「漁業権を変更しようとするときは、漁業法上、都道府県知事の免許を受けなければならないこととされており、漁業協同組合の総会で共同漁業権の一部放棄が議決されたとしても、そのことにより漁業権が当然に変更されるものではない。」、これを踏まえて、水産庁から10年に一度出される技術的助言の中でも同様の趣旨の見解が水産庁長官名で各知事に出されておりますので、我々としてはその見解を踏まえて運用していたところです。ただ、直近の話として3月15日に新たな見解が長官名で出されたところ、現時点で早急に水産庁にこの経緯を照会すべく準備を進めているところでございます。

○照屋守之委員 ですから、この法律は、今の答弁で言う変更ではないのです。放棄なのです。変更というのは、これからこう変えますということです。ここにあるのは放棄です。今、言うように放棄したら漁業権はなくなるということです。

○新里勝也水産課長 昭和24年の水産庁長官名の技術的助言の中を少し説明させていただきたいと思います。漁業補償契約等による漁業権の変更についてという項目がございまして、漁業補償の際に組合の総会の議決を経た上で事業者との間で漁業権の変更等を約する旨の契約が交わされる事例が見受けられますが、係る契約行為はあくまでも当事者間の民事上の問題であり、漁業法第22条の規定上、このことにより漁業権が当然に変更されるものではありませんという技術的助言の説明がございまして、この解釈をもとに、今回の名護漁業協同組合のケースについては、共同第5号全体の一部を放棄していると評価して

いるところでございます。

○照屋守之委員 名護漁業協同組合は、平成28年11月28日の臨時総会で漁業権の消滅の同意議決—変更ではなく消滅です。沖縄防衛局は、平成29年1月13日に漁業権の放棄に係る損失補償契約を締結ということにつながっていて、消滅させて、それに伴う補償を行っています。水産庁も含めて、皆さんがきちんと協議をしながら同じようなことをすれば何も問題はないのですが、向こうの言い分とここの言い分は真っ向から違います。これが、時間がたっても何の相談も打ち合わせもしていない。その中でそういうことが起こっている。きちんと前もって相談すれば、県の立場はこうですね、国はこういう形で対応してきましたねということで、その事例に応じて対応できるのですが、それはなしに、一方的に自分たちはこれでやるというようなやり方が極めて不自然で、これもあらゆる手法を使った反対運動かと。その辺に非常に疑問があるわけです。昭和63年に仙台高等裁判所で判決が出て、漁業権の一部を放棄することは、新たな権利の設定を受けるわけではないので、漁業法第22条第1項の変更免許を受けなければ法的な効果を生じないものとは解さないと。各係争区域に対する漁業権を放棄する旨の特別決議を行ったことによって、漁業権は消滅という判例があるのです。今のように岩礁破砕の件で、国は漁業権がなくなったことによって必要ないと言う。県はそうではないと言う。これがまた裁判に持ち込まれる。そうすると、このような判例もある中で、漁業法も含めて対応するとき、また県が負けることになれば、一体全体何しているのかと。県民はつくらせないということで期待をしているのに、負けるものにまたお金をかけて弁護士を使うとなるとおかしいでしょうと申し上げたいわけです。これが裁判になって勝てますか。

○謝花喜一郎知事公室長 水産庁の従前の解釈—漁業権の変更について、それから、今、裁判例が1つ出ました。そういった中において、県はこれまでの水産庁の見解に基づいて解釈、運用していたところですが、先ほど水産課長からありましたように、新たな見解が示されたということで、水産庁に照会すべく準備しているところです。我々は、委員御指摘の裁判云々ということ想定してやっているわけではなく、あくまで行政というのは法令に基づき、これまでの解釈・運用・実例に基づいて行ってきたと。それを照会しているということでございます。必ずこれをもって水産庁の見解に対して云々ということではないということです。きちんと手続を踏まえて対応していくということでございます。

○照屋守之委員 今さらそのレベルの答弁はしないでください。あらゆる手法でつくらせないのでですから、こうなったらこうなると想定しながらやっているでしょう。裁判になることぐらいわかっているのではないですか。ですから、県民にきちんと説明してください。そのような知事のミスリードと弁護士も含めた曖昧なやり方がずるずる来て、裁判で負けて向こうはつくらせるような状況になっているということに気づかないのですか。それを今さら手続だからと言えますか。それで勝って、岩礁破碎手続が本当にとめられるかどうかという話です。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほど来、答弁していますように、我々は行政手続を一つ一つ踏まえながら手続を行っております。訴訟になるかどうかというのは、相手方の対応を見て行うことでございます。委員の御指摘は、場合によっては負けることを前提にして云々ということも踏まえてのことかもしれませんが、我々はしっかり行政的な手続を踏まえながら、法令に照らして作業をします。相手方の対応によっては司法による救済を求めるという場面もあると思いますが、これは相手方の対応によって我々として検討することございまして、あたかも反対ありきで物事を行っているわけではないということをお理解いただければと思っております。

○照屋守之委員 私が今、確認をしているのは、あらゆる手法を使ってつくらせないと言いながら、全て中途半端で戦略も立てないでやっているということをお指摘しているわけです。ですから、これは私の立場ではなく、皆様方がつくらせないということをおっしゃっているので、つくらせないためにはどのようにするのでかと我々は応援しているのです。しかし、皆様方は我々が言うとおりにしないのです。

撤回の件ですが、和解条項で埋立承認の是非が問われて、これから埋立承認は適法だということで工事が進んでいきます。そうすると、国も県もお互いに協力してやっていくという約束をして進めてきたということがある中で一我々は前から、知事が就任した後になぜすぐに撤回しないのかと、与党が言うべきことを我々自民党が言いましたが、しませんでした。対案を示して相談してください、条件をつけてやってくださいと言って、何もしない。自民党も公明党も連携してやってくださいと言っても一切しない。和解条項で国も県も協力して進めますと言いながら、今さら撤回ができるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 撤回というのは、承認後に生じた事由に基づいて、承認の効力を将来に向かって失わせるということでございます。ですから、撤回につきましても、法的な観点から、そういった事象があるかどうか慎重に検討する必要があるだろうと考えているところでございます。

○照屋守之委員 ですから、あらゆる手法を使ってつくらせないと言って何一つできていないではないですか。我々自民党は県知事選挙で約10万票の大差で負けましたが、あらゆる手法を使ってつくらせないというのは知事が言ったことです。そう言いながら、2年余りたって、つくらせないどころか現場ではつくらせていますよね。今、撤回がどうのこうのと、検討しておりますと言いますが、時間はどんどんたちます。現場では進んでいますよね。口で言うこととやっていることが全然違うのです。そして、この間、お金もかけましたし、相当いろいろな人も使いました。結果的にはそれが全て無駄になって、進めているではないですか。今、撤回の件についても、こんなことはできないでしょうという話をしたら、さまざまな形で検討していると。いつまで検討するのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 撤回の時期については、いろいろ御議論があったと私も承知しております。ただ、翁長知事は直ちに撤回ということではなく、第三者委員会で慎重に検証を重ね、その結果、瑕疵があると判断して取り消したと。それに対して、国と県の訴訟になったわけです。そして、昨年3月4日に和解が合意され、結果、12月26日に県が承認取り消しを取り消すまで工事は事実上とまったわけです。こういった中で、翁長知事が行ったつくらせないというような手法としては、一定の成果が出たものではないかと思っています。ただ、最高裁判所の確定判決が出ましたので、承認が復活して工事が再開されているというのはそのとおりでございますが、その後の手続については法令に基づいて厳正に対応していくということでございます。

○照屋守之委員 撤回と言って、あげくの果てには県民投票という話もして、わけがわからなくなっているのですが、県知事は反対の運動家ではないのですから、行政のトップとしてつくらせないと自分で言ったことについては一つ一つやるべきです。何もしないでタイミングを逸して一就任してすぐであれば、民意を踏まえて、法的なことも含めて撤回できました。今さら裁判もいろいろな反対運動も起こってから、撤回の理由を見つけてやる。最高裁判所でもそういう判決がおきる。撤回をする。国も対抗手段を打つ。また裁判になる。繰り返

返しますが、最高裁判所の裁判で負けているのです。負けたところが、そういうことを受け入れるかという、私は難しいと思っていますのです。ですから、それは責任を持ってやっていただかないと、裁判費用も弁護士もどんどん使って、これは大変なことでしょう。そうやって撤回すると言って、いつからそういう話—撤回できないでしょう、おかしいでしょうという話をしても、なぜきちんと示さないのですか。あらゆる手法でつくらせないと言いますが、どういう手法でやるのですか。工事は進んでいるのです。

○謝花喜一郎知事公室長 多くの県民の方からも委員のような御指摘、お叱りも受けております。ただ、先ほど来、申し上げておりますように、撤回について我々は行政として法的な視点からの検討をしっかりと行う必要があるだろうと考えておまして、国の動き等、いろいろ事象は変わっておりますが、そういったことも踏まえてトータルで検討して対応していくということでございます。

○照屋守之委員 トータルで行政としてと使い分けしますが、行政も何も、とにかくあらゆる手法を使ってつくらせないと言ったのは翁長知事です。こういうことでやると言ったら、また行政として手続を踏まえないといけなとか、手続を踏んで裁判の判決が出たら堂々と判決を批判して、その繰り返しではないですか。今度は、知事が現場に反対運動に行くわけでしょう。今、やっているのは、県知事ではなく運動家の仕事ではないですか。なぜそういうことを実際に県知事として一前から言っているように、問題は総理大臣でしょう。我々はこうなっていますが、国はどうするのですかということも膝詰めでやるのが県知事の仕事ではないですか。反対運動は県民に任せて、なぜ知事は総理大臣とそういう直談判をしないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 政府において協議のお話がありましたら対応させていただきたいというのが、県の基本的なスタンスでございます。国と地方がこういった法令等の解釈、それから、裁判に発展するというのは、県も必ずしも望むところではございません。政府においてしっかりと沖縄県民の民意を踏まえた協議をしていただければ、県としてもしっかりと対応したいと思っております。

○照屋守之委員 しっかりと対応すると言いますが、大田昌秀元知事は17回も橋本元総理大臣といろいろな協議を1対1で膝詰めでしているのです。革新県政

です。あらゆる手法でつくらせないと言う県知事が意思決定者と相談しないと、幾ら沖縄県だけで反対、反対と言ってもどうしようもないでしょう。そして、国がそういう状況をつくったら対応しますと。こんなやり方がありますか。知事としてどう話し合いができるかということをしちんと行って一最初から反対ばかり言う県知事と国が対応できますか。今までそうではないですか。これだけ批判して、あげくの果てに裁判まで批判して、その後になぜやらないのかと言ったら国がやらないからやらないと。こんな知事がありますか。こんなやり方をして、あげくの果てに県民投票をしようという話が聞こえますが、これは県庁内での一つの手段ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 今、県が県民投票を考えているかという趣旨の御質疑であれば、それは考えておりません。

○照屋守之委員 なぜ考えないのですか。これは一つの手法として、いろいろ含めてやっていますが、県民投票という話が出たときに、知事はそれだけでは投票率が上がらないので、自分が辞職して県知事選挙も一緒にしようというような答弁をしたと聞いております。県知事がつくらせないと言って、自分ができないものを、もう一度、県民にどうするかと聞いて責任を押しつけるという県民投票—こんなことが本当に検討できるのですか。つくらせないという手法の中に県民投票もあるということ自体が異常なのです。もう一度確認しますが、あらゆる手法でつくらせないという手法の中に県民投票も入っているのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほど、県民投票自体を県が検討しているということではないと申し上げました。ただ、県民投票というのはいろいろな発議の仕方があります。これは県に条例をつくってもらうという発議でございますが、それを県民がどのように対応するかというのは、その時点でお答えさせていただくということでありまして、これを今、県がどうのこうのということではないということでございます。

○照屋守之委員 辺野古の問題は県政の柱として、あらゆる手法を使ってつくらせないとおっしゃるので、それがどうなっているのかという途中経過を確認しているのです。なぜ我々がそこまでやるかと言えば、お金がかかっているのです。弁護士の費用も幾らかかっているのですか。これだけお金がかかって、人も雇って一つつくらせないと言っていますが、本当につくらせないことをやっ

ていますか。県民に説明できますか。いいかげんなことはしないでください。これには裁判費用もかかって、訪米費用にも2億円余りかかっているのです。あらゆる手法を使ってつくらせないのであれば、知事が目に見える形で県民に示して、意思決定者である総理大臣と向き合ってやってほしいのです。そうでなければ解決しないでしょう。反対の運動家みたいに幾ら反対、反対と言って解決できますか。50年たっても、100年たっても解決しません。県民に対して失礼ではありませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 繰り返しになりますが、沖縄県は承認後のさまざまな手続が出てまいりますので、それにつきまして法令に基づいて厳正に対応してまいります。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時25分再開

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

末松文信委員。

○末松文信委員 陳情平成28年第78号ヤンバル上空のオスプレイ飛行禁止等を求める陳情について、処理方針で知事の現場視察については日程等を勘案し云々とあります。これまでも何度も申し上げてきましたが、本当にその処理方針でいいのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 今の時点で日程等については知事の業務等の関係で調整できておりませんが、引き続きそういったこともできるように努めてまいりたいと思います。

○末松文信委員 できないことは言わないほうがいいのではないですか。今まで何度も同じ答弁をされていますが、そろそろ決断されたらどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 やはり現場を見ることは大事だと思いますので、引

き続きこの処理方針で対応させていただきたいと思います。

○末松文信委員 いつまでにやるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 日程も踏まえて、次年度には何とかできるように努めてまいりたいと思います。

○末松文信委員 ですから、今までも同じ答弁を聞いているのですが、どうされるのですか。日程が明らかにできるのであれば答弁してください。

○謝花喜一郎知事公室長 繰り返しになって申しわけないのですが、知事にはいろいろなものが入ってしまって、なかなか思うようにいかない部分がございます。また、知事が動くとなると現場の対応等がございますので、この辺はしっかり調整した上で対応させていただきたいと思っております。

○末松文信委員 そういう言い方は地元に対して大変失礼だと思いませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 そういったこともあろうかと思ひまして、私のほうがはるかに知事より日程等の調整ができますので、私が現場視察をさせていただいて、地元の声を知事にもお伝えしているところでございます。可能な限り、知事が対応できるように努めさせていただきたいと思っております。

○末松文信委員 次に、陳情平成28年第178号翁長知事及びオール沖縄に対する陳情について、処理方針で、県としましては、撤回については法的な観点からの検討を丁寧に行うとうたっています。これまでもいろいろ議論はしてきておりますが、どういうことを検討すればこれにつながるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 撤回というのは、承認後に生じた事由に基づいて承認の効力を将来にわたって失わせるというものでございます。県としましては、取り消しによって承認が有効になった状態で、沖縄防衛局におきましてもさまざまな工事が行われていると認識しております。その中で、承認の際につけました留意事項がございます。事前協議等について、それから、環境保全措置等について、12月26日以降、沖縄防衛局といろいろやりとりさせていただいております。そういった一つ一つの事象を踏まえて一当然、法令と留意事項の趣旨に基づいて先方がしっかり対応していただければよろしいかと思ひます。ただ、

そうではない場合、さまざまな疑念が疑念のまま残っていくときには、県としても何らかの対応をしなければいけないだろうと思っておりますが、それイコール直ちに撤回ということではなく、いろいろなものも勘案しながら対応したいと考えております。

○末松文信委員 埋立承認の取り消しが取り消しになった段階で、私はそういうことは法律的にも情情的にもできないと思っています。午前中の照屋委員からの質疑もそうでしたが、できないことをできるかのごとく言っているとしか思えないのです。公有水面埋立法第40条には、一旦、許可したものを取り消すにはそれなりの理由がないとできないと書いてあります。どういうことかと言うと、詐欺的な行為で許可を得た場合にこれを取り消すという大変厳しい条項があるわけです。今、承認が活着しているということでは、同法第40条にうたっている中身はそこに存在しないのです。それでなおかつ阻止する態度というのは法にそぐわないと思っているのですが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 今、おっしゃるような形の条文を我々は考えているわけではございません。あくまでも仲井眞前知事が行った承認時の職員ともいろいろ検討した上で、環境部局やさまざまなところの御意見を聞いて対応していると思っております。その留意事項は、今の県政においてもしつかり見ていかないといけないということでございます。沖縄防衛局に対しても、その留意事項について照会を行い、いろいろ意見を求めたりしている中で、そういったものがしつかり対応できているのであれば撤回という事由にも至らないことだろうと思っておりますが、この部分については現在、進行形でございますので、そういったものも見きわめながら対応したいと考えております。

○末松文信委員 公有水面埋立法に基づいて承認した案件について、法律上、皆さんがおっしゃるように埋め立てを阻止する手だてがあるとは思えないのです。一旦、承認した事案については、認めたわけですから、その事業の推移を見守って指導していくという役割が行政機関だと思っております、これを阻止するという大義を掲げて行政事務ができるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 私どもは関係法令に基づいて厳正に対応するとお答えさせていただいております。留意事項についてもさまざまな事項がございますので、その細部について沖縄防衛局といろいろやりとりをさせていただいているところでございます。

○末松文信委員 私が聞いているのはそういうことではなく、進行管理の中で指導することについてはぜひやっていただきたいと思いますが、皆さんがあらゆる手段を講じて阻止するという案件の中にこれが含まれているわけですよ。私としてはそういう態度が納得いかないのです。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほど来、申し上げていますが、我々は法令に基づいて厳正に対応すると答弁させていただいております。ですから、阻止するという構えということではなく、留意事項についてももしっかり対応してくださいということを言っています。今、委員の御指摘のとおり、進行管理をしっかりとやると。公有水面埋立法に基づいて定められたものについてはやってくださいと言うのは当然だとおっしゃいましたが、まさしくその部分が大事だと思っております。そういったところを、今、いろいろやりとりしているところでございます。

○末松文信委員 阻止するための幾つかの手段の中に、今、おっしゃることが含まれていると。ついては、それをしっかりやっていくという見方ですよ。それに自己矛盾は感じませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 ありきではないということでございます。

○末松文信委員 午前中にも否定ありきではないとか、反対ありきではないという答弁をされていますが、これで自己矛盾を感じないのは非常に珍しいと思っています。個別法で指導していく中で前向きに進めますか。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

(休憩中に、末松委員から質疑について補足説明があった。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 私は技術屋でもないのですが、一般的に我々公務員は法令に基づいて厳正に対応するというところでございまして、前向きとか、後ろ向きということではなく、当たり前のことを当たり前にするというところで

ございます。

○末松文信委員 標準処理期間も県は持っていますが、例えば、標準処理期間を40日とすると、40日目いっぱい使うやり方と、1週間でおさめるやり方、いろいろあるわけです。気持ち次第と言いますか—取り扱い上、先日の岩礁破碎でも、前は8日でおりましたが、今は40日たってもおらないということがあり得るわけです。そういう意味で、私は申請が上がったことについて速やかに対応するのですかと聞いているのです。

○謝花喜一郎知事公室長 事前協議等の対応一つだと思いますが、我々は法令に基づいて厳正に対応すると。当然、処理期間は守ることを前提に速やかということで相手方から積極的な協議などがあれば進むでしょうし、そうでなければぎりぎりまでかかるかもしれません。それは相互の対応によって変わってくるだろうと思いますが、言葉一つで言いますと、厳正に法令に基づいて対応するということです。

○末松文信委員 そんなのは当たり前のことです。それでは、農林水産部にお尋ねしますが、先日の那覇空港の滑走路整備に伴う岩礁破碎について、第1回目は8日で許可をしたと。しかし、今回は40日たってもおりにないという状況があったと聞いておりますが、それはなぜですか。

○新里勝也水産課長 那覇空港の滑走路工事に関する岩礁破碎許可手続について、経緯を含めて説明させていただければと思います。那覇空港滑走路増設工事に関する新たな岩礁破碎許可申請ということで、県は担当者間での事前調整を行う必要があるという考えのもと、丁寧に対応すべく口頭で打診を行っていたところ、昨年12月1日に沖縄総合事務局の担当者が来庁されました。その際に、当該許可申請に必要な資料の説明を行っております。説明した内容としましては、申請に必要な書類として、漁業権者の同意書、総会議事録、関係市町村の意見書—これは前回の写しで足りると。ただし、岩礁破碎行為については、事業の進捗状況を踏まえ、これまでの実績と今後の計画を区別して説明させていただく必要があると説明しております。もちろん、3年間の最初の許可のときの調整も踏まえて、さらに工事の具体的な内容等も申請の1カ月前ぐらいから調整をして、申請書を提出いただき、結果、審査を速やかに行って8日目に許可した経緯がございます。今回、調整を行った後、標準処理期間が45日ということもあり、2月13日に許可が切れるということからすると、昨年の年内には

調整の上で申請を上げていただく必要があると認識しておりました。ところが、12月1日の調整以降、一切、連絡や申請、調整もなく、いきなり1月12日に申請書を持参して提出されたところでございます。その資料も工程表が時点修正されたのみで、それ以外はほぼ3年前の申請書の写しの状態でした。そのため、県としましては許可の取り扱い方針に基づく申請書の形式要件の不備がございましたので、その補正と審査に必要な資料の不足ということで補正を求めています。その1回目の補正を1月25日に行っておりまして、2月8日に不備の部分の補正と追加書類の提出を受けております。確認したところ、補正はされておりますが資料に不十分な点があったものですから、2月17日に2回目の補正を行っております。その回答が2月27日にございまして、プラス、3月6日に追加資料の提出を受けておりまして、中身を確認し、3月9日付で許可したところでございます。標準処理期間は45日でございますが、1月12日に申請書を受領してから、45日と言いますと2月の下旬になるのですが、その間、補正をお願いした期間として、1回目の補正に10日、2回目の補正に14日かかっております。申請者が補正に要する資料作成等の期間については、総務事務次官の通達で標準処理期間の算定には含まれないという考え方がございますので、それを引いて計算しますと32日目に許可を出したことになっております。

以上が経緯でございます。

○末松文信委員 その案件についても、私が考えるには第1回目のときに事前協議を行って、竣工までの過程であったり、いろいろな協議は進めていたものと思いますが、そうではなかったですか。

○新里勝也水産課長 3年前の協議のときはそういうことも調整の上で許可したところですが、今回の申請につきましては、そういう調整が一切なく、3年前とほぼ同様な申請が上がってききましたので、今、現場がどういう状態で、漁業権漁場があるのかないのか、この海域で工事がどの程度行われているのかということが全然不明のまま許可を出すことはできないということで、そういう資料を求めて我々の判断材料とさせていただいたところでございます。

○末松文信委員 標準処理期間がこれだけあるからと言って、目いっぱい使うような仕事はしないほうが良いと思います。速やかに行ったほうが良いと思います。

次に、東村高江区のことは済んだことではあります、5年以内の運用停止等を実現してオスプレイの県外配備の実現に向けて取り組んでおりますと。そ

れによって東村高江周辺のヘリコプター着陸帯の存在価値が失われ、この問題は収れんされるということですが、現実的にそうなっていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 現実的にそうなるということではなく、ここではそういうことで収れんされると考えておりますというお答えでございます。

○末松文信委員 私が聞いているのは、収れんされているかということですか。

○謝花喜一郎知事公室長 ですから、こちらに書いておりますように、普天間飛行場の5年以内の運用停止が実現されて、オスプレイの県外配備の実現があれば、それはそういう形になるだろうということでございます。

○末松文信委員 それは当たり前なこと、その当たり前のことができているかと聞いているのです。

○謝花喜一郎知事公室長 この件につきましては、現在、5年以内の運用停止とオスプレイの県外配備を求めているところでございます。

○末松文信委員 収れんされているかと聞いているのです。

○謝花喜一郎知事公室長 そういったものが実現されれば、収れんされるということでございます。

○末松文信委員 現実に着陸帯が残って運用されていることについては、どう考えますか。

○謝花喜一郎知事公室長 やはりオスプレイの配備撤回を強く求めていかなければならないと。それから、普天間飛行場の5年以内の運用停止も実現しなければならぬものと考えております。

○末松文信委員 課題が山積して大変ですね。あなたはそれで本当に自己矛盾を感じないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 処理方針にはそのように書いておりますし、現状はそういう段階だと考えております。

○末松文信委員 現状というのは、全て仮定の話で処理方針を書くのですか。目的がないということですか。

○謝花喜一郎知事公室長 我々は従前から5年以内の運用停止、それから、オスプレイの県外配備、配備撤回は求めておりまして、この件については現在も申し入れ続けているところでございます。

○末松文信委員 次に、陳情第14号沖縄防衛局のコンター見直しに関する陳情について、低周波音の発生に係る実態把握とありますが、今、実際に低周波音を確認するという意味ではどのような状況にありますか。

○棚原憲実環境企画統括監 飛行機からの低周波音につきましては、現在、環境省を初め、国の基準がありません。同時に、低周波音による健康への影響等も不明な点が非常に多いということがあります。それを受けまして、県としましては普天間飛行場の4カ所において低周波音の測定を始めております。何とか自動計測装置で連続して測定できるように取り組んでいるところですが、機種による音の発生源が特定できず、目視で確認するため非常にマンパワーが必要になるので、今、自動映像撮影装置もあわせて、自動的に機種ごとの低周波音を測定できないかということで調査を継続しているところです。その検査結果をもとにデータを国にも提供しまして、基準をつくったり、健康への評価についてぜひ検討していただきたいと考えているところです。

○末松文信委員 これまでも飛行機の騒音だけではなく、一般的には電車の話などもありまして、これが健康に与える影響が危惧されておりますが、実態としてよくわからないというのが現状だということで、この後、どのような形で推移していきそうですか。

○棚原憲実環境企画統括監 我々としまして、環境省に基準や健康への評価の把握を要望しているところですが、環境省においても健康への影響などを含めて情報を収集している段階だということなので、今後、さらなる知見等、データの集積が必要かと考えているところです。

○末松文信委員 環境省でも実態が把握できないという状況の中で、この陳情にどう応えていくかということですが、この問題はあちこちで起きているので、

早目に実態や影響の度合いを把握する必要があると思っておりますが、これは研究が不足しているのか、実態が見えないのか、どちらですか。

○棚原憲実環境企画統括監 先ほども申しあげましたように、情報が不足しているということで、科学的知見もほとんどないような状況です。ただ、実際に低周波音に対する苦情が県にも多数寄せられておりますので、我々として、例えば低周波音による家屋の振動—そういうものを通して身体への影響も起きるものだと思いますので、まずは低周波音で家屋に対してどのような現象が起きるかということも含めて、今年度から、実際に屋内で低周波音を与えて、その振動の度合いなどを測定したり、今はそういう基礎的なデータを積み重ねて、それも踏まえて国へも提供して、お互いに知見を高めていき、何とか早目に基準等の作成に結びつけられたらと考えているところです。

○末松文信委員 私もこのことについて非常に悩んだ時期があって、例えばキャンプ・ハンセン、あるいはキャンプ・シュワブの中での不発弾処理—それだけかはよくわかりませんが、あ那时的破裂音が建物にも影響したのではないか、あるいはその影響で人間にも相当な影響を与えているのではないかという話があったのですが、解明されないままに今日に至っています。そういう意味では、市民、県民の不安を払拭するためにも、一日も早く実態を把握できるようにしていただきたいと思います。それで、国としてもまだ実態がつかめていないということで大変難しいことかもしれませんが、どちらかに説明できる形をとらないと、いつまでも今の状態では、何かするに当たって必ずこの問題にぶつかって、地域の中では住民同士がいがみ合うという状況もたびたびあるので、ぜひそのことについては早目に実態を把握して方針を決めてほしいと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 陳情平成28年第39号辺野古新基地建設を直ちに中止し、普天間基地の即時閉鎖を求める陳情について、普天間飛行場の固定化を避け県民の理解の得られない辺野古移設案を見直しということですが、普天間飛行場については政府と県の間で何か約束はありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 約束といいますか、前県政におきまして5年以内の

運用停止を要請し、政府におかれましてはできることは全て行うというような回答だったと。それを実現すべく、政府、沖縄県、宜野湾市を交えた普天間飛行場負担軽減推進会議、また、その下の作業部会が設置されたと認識しております。

○新垣清涼委員 5年以内の運用停止は仲井眞前知事と安倍総理大臣との約束です。5年以内というのは起算日がいつで、5年目とされる年月はいつになっていますか。

○金城典和辺野古新基地建設問題対策課長 起算日の年月は平成26年2月、最終年は平成31年2月になります。

○新垣清涼委員 そうすると、あと2年弱になります。政府の取り組みとしては、日本政府からアメリカに対する要請、あるいは日本政府独自の動きとして何かありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 政府におかれましては、KC130空中給油機15機を山口県の岩国基地に移転しております。それ以降も、オスプレイ12機の移転ということについては、なかなか実現はできていないのですが、訓練の県外、または国外への移転という形で、ことしに入ってから県外での訓練、それから、4月には国外への移転について—これは昨年のお話ですが、グアムやテニアン等で訓練を行うということが実施され、4月にそういった計画を示していたということになっております。県が求めているのは半分程度の12機の移転ですが、訓練移転も一つ一つ多くすれば、事実上、飛行機が飛ばない状態になるだろうと。本来のものではないにしても、負担軽減には資するものということで、県としてはそういったものも一つ一つ実現を求めてまいりたいと考えております。

○新垣清涼委員 宜野湾市長も、去年の選挙のときに、たしか普天間飛行場のフェンスを取っ払って市民への解放を求めるとおっしゃって当選したわけですから、ここはぜひ宜野湾市長とも協力して、普天間飛行場の5年以内の運用停止を実現していただきたいと思っております。

次に、陳情第1号オスプレイのつり下げ訓練及び騒音被害に対する抗議並びに着陸帯ファルコン撤去に関する陳情について、きのうも米軍基地関係特別委員会でオスプレイのつり下げ訓練について要請に行きました。前回の要請時に

は米軍は、訓練に当たって訓練施設の中に限って行うことを非常に重要視していると。そして、我々は民間地上空を通るような訓練は予定していないと、スコット・E・コンウェイ大佐は言っているのです。ところが、地域住民の話からすると、人がいようが何しようが自分たちの上空を飛んでいると。これについて皆さんの認識はどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 私どもも宜野座村や東村などで話を聞いておりますが、同様な話です。第1報が入ったときには、沖縄防衛局の職員も現地に行き、その際に民間地上空だったのではないかという発言も当初はしていたと考えております。いずれにしても着陸帯ファルコンと民間住宅地域が大変近いということもございます。仮の話をいたしますが、例えば10メートル中に入っているから訓練区域内だという話は、住民からするとなかなか理解しがたいものだと思います。可能な限り、音が聞こえないぐらいのところで訓練を実施していただかないと水かけ論になってしまいます。我々としては、着陸帯も含めて可能な限り住宅地域から離れたところを使用すべきではないかということ沖縄防衛局にも申し入れしているところです。

○新垣清涼委員 私たちが求めているのは、今回の決議については自民党からの意見もありまして、つり下げ訓練をするのではなく、民間地域での訓練をやめてほしいということを強く申し上げました。そしたら、自分たちはどこでもつり下げ訓練はしていると。あたかもそれによって民間地上空をにおわすような一民間地上空という言葉を使わずに、どこでもやっている。決して区別はしていないというような言い方をしますが、実際にアメリカ本国では住宅地上空での訓練ができるようになっているのですか。

○運天修参事兼基地対策課長 住宅地上空で訓練してもいいというようなことを聞いたことはございませんし、御承知のとおりアメリカには広大な訓練場がございますので、そういう懸念も余り聞いたことはないということでございます。

○新垣清涼委員 アメリカ本国では、訓練場から民間地域までの距離はどうなっていますか。

○運天修参事兼基地対策課長 訓練場までの距離がどれぐらいでなければならぬかということは承知しておりません。ただ、米国内でも基地周辺で戦闘機

が住宅地に墜落するといったことも起きていることは事実でございます。

○新垣清涼委員 住宅地上空を飛ばないということは、アメリカでの原則だと思っております。沖縄では米軍の上層部は民間地上空を通るような訓練は予定していないということを言っています。しかし、現場の住民の声を聞くと、先ほど知事公室長がおっしゃったように、上空での境から少し離れていても自分の真上に見えるわけです。ましてや、この間のタイヤの落下であれば、落ちてバウンドもするでしょうし、どこに転がって来るかわからないという不安を持っているわけです。そういう意味で、今回、民間地域上空での訓練はやめてほしいと全会一致で決議しているわけです。この辺の要請というのは皆さんはどのように行っていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 処理方針にも書いていますように、民間地域周辺の運用は停止すべきであると要請しております。先ほど来の話について少し申し上げさせていただきたいのですが、12月定例会終了後、2月定例会までにいろいろ御提言等もございましたし、現場へ行ってお話しさせていただきました。やはり多いのは、直接、住民が司令官や大佐などの責任者とお話しさせてもらいたいと。そこに県や沖縄防衛局も入ってもらって、何とか解決の糸口をという話もございました。その背景にありますのは、実情をしっかりと県と沖縄防衛局が聞いて、一緒になって米側に申し入れしてもらいたいと。感触ですが、彼らがいろいろなことをお話しするのは私も感じております。ただ、軍隊の論理といえますか、訓練はやらないといけないと。そこに沖縄県民がいないということを感じております。そこを沖縄県、地元、沖縄防衛局が一体となって、地元の声をいかに反映させるかということを行わない限り、なかなか難しいと実感しております。そういった会議の場の設定も強く申し入れているところで

○新垣清涼委員 きのう沖縄防衛局では、民間地域上空を飛んでいることは沖縄防衛局としてもキャッチしているというような言い方でした。ファルコンから訓練場に行くために、近道といえますか、どうしても民間地域を通らなければいけないと。しかし、できるだけ山側を通って民間地を通らないように要請しているという話をされていたのです。ということは、沖縄防衛局としてもその状況を認識しているのではないかと思います。そういう意味で今おっしゃったように、沖縄防衛局、県、地元、米軍の4者、最低でも3者はぜひ一緒に現場でこういう状況にありますと。我々に不安を与えないでほしい、恐怖に落と

し込まないでほしいということ、現場の人たちと米軍、沖縄防衛局、そして県も間に入っていただいたほうがいいと思うので、この4者がそろって話をする方法をぜひ実現していただきたいのですが、その辺はどうでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 その方向で沖縄防衛局とも調整させていただいているところです。

○新垣清涼委員 それから、ファルコンについては、地域住民、区長はもちろんですが、村長たちも使わないでほしいというところから撤去という話にまでなっているわけです。やはり近いということも大きな原因だと思います。ですから、とりあえずできることは、日本政府がお金をたくさん出すはずですから、ファルコンを少し奥側に持って行って地域住民から離す。そして、音ができるだけ聞こえないようなところに持って行ってもらうことも、ある意味では今の状況を回避する方法かと思いますが、この辺はやったことはありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 議論は行ったことはあるのですが、1つだけ出てまいりますのが、新たな森林を伐採して一定程度の面積を確保する必要があるという話で、そういったものについて沖縄県側はどのように考えるのか、地元はどう考えるか、そういったことについてまで踏み込まないと、この問題はなかなか着地点を見つけることができないと。そこまでの思いと言いますか、覚悟を持ってしてもファルコンの移設や撤去を求めるかというところまで考えないとなかなか撤去は難しい状況ではないかと議論の中で感じて、ある意味、じくじたるものがございます。

○新垣清涼委員 決して新しく施設をつくることを推進するわけではないのですが、米軍は北部訓練場は過半の返還をしました。ある意味で、古くなったヘリパッドを新しく6つに収れんしてつくって、沖縄防衛局は提供しているわけです。そういう意味では、訓練場の中であれば、ファルコンと同じ機能を有するものを住民から見えない奥のほうに持って行って、音も聞こえないようにすることもありかと。住民に不安を押しつけている状況は一つ一つ解決していかないとはいけません。そういう意味での方策をぜひ検討していただきたいと思っています。

次に、陳情第14号沖縄防衛局のコンター見直しに関する陳情です。低周波音については、なかなか人体への影響が明らかではないということですが、研究

者の皆さんからはいろいろなことが言われているわけです。そういうことからすると、放射能も目に見えないものですし、低周波音も目に見えません。きょう受けたからすぐにあしたから痛くなるとか、耳が聞こえなくなるということではないのですが、これを重ねて受けることによって、あるいは妊娠している方や赤ちゃんに対して爆音は影響があるだろうと言われていています。そういうことからすると、やはりこれは取り除いていかないと、将来の沖縄県のクウマガヌチャーに大変悪い影響を与えるおそれがあります。そういう意味では、国内だけではなく、外国でもそういう規制があるはずですから、その辺を調査して、日本が決められないのであれば沖縄県の条例でもいいのですが、規制するような方法を一日本国内のほかのところではやらなくても、沖縄県では実際にオスプレイが飛んで低周波音が住民に影響を与えている可能性があるわけですから、それを検討していただけないかと思いますが、どうでしょうか。

○仲宗根一哉環境保全課長 国においても、低周波音に係る人への生理的な影響の調査を行っている段階で、委員のおっしゃるように、外国についても各国さまざまなガイドラインがあるところもあるということで、ポーランドやスウェーデン、オランダ、デンマーク、ドイツ、アメリカの6カ国が挙げられています。生理的影響に関する記述もありはするのですが、個人差が大きく、例えば、健康度や年齢など、人体への好ましくない影響をもたらすレベルがどの程度かということまでは明確にされていない状況です。まさに、今、風力発電の風車やエコキュートなどの固定発生源についての研究がされているということで、特にヘリコプターなどの移動発生源については、まだまだ研究途上にある段階です。

○新垣清涼委員 固定発生源であったとしても、それが人体に悪い影響を与える可能性があるものについては、取り除く方向でいかないと一悪い影響を与える可能性がなければいいのです。しかし、悪い影響を与える可能性があるものについては、慎重に導入すべきだと思います。放射能にしても、その影響を防ぐ方法はないわけでしょう。福島県でも汚染された水をどんどんため込んでいく状況です。どう処理するかという結論には至っていない。悪いことはわかっているが、それを対処する方法がない。低周波音についても、それが固定発生源であったとしても、悪い影響があるとすれば、外国の状況を取り入れてでも県で規制をしていくことにぜひ取り組んでいただきたいと思いますと思うのですが、どうですか。

○**棚原憲実環境企画統括監** 委員のおっしゃるように、体への影響を防止することは非常に大事なことなのですが、先ほど申しましたように、低周波音につきましても、体への影響として、どれぐらいの音量でどういう影響があるという基準をはっきりつくることは、現在、非常に難しい状況なので、条例というのはそういう面で厳しいと考えております。ただ、騒音もそうですが、夜に寝られないとか、明らかに影響があることは予想されますので、我々としては、少なくとも引き続き普天間飛行場などにおいて低周波音のレベルを把握して、そういうデータを積み重ね、国と連携しながら新たな基準づくりを求めていきたいと考えています。

○**新垣清涼委員** ぜひデータを集めて基準づくりをしていただいて、未然に防ぐということをしていただきたいと思います。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○**渡久地修委員** 陳情平成28年第43号第353特殊作戦群エリア開発計画の即時撤回を求める陳情で、C V22オスプレイの飛来を前提としたものかということで嘉手納町議会議長から出ていますが、横田基地へ10機配備されるということが延期になったと報道されていることについては承知していますか。

○**運天修参事兼基地対策課長** 3月14日に、2017年の配備予定が2020年に延期になるということが発表されております。

○**渡久地修委員** その原因は何ですか。

○**運天修参事兼基地対策課長** 防衛省によりますと、米側から先ほど申し上げたような連絡は受けておりますが、内容については確認中ということで、確認ができましたら説明したいと伺っております。

○**渡久地修委員** 去年、名護市にMV22オスプレイが墜落しましたが、この延期はそれとの関連性はあるのですか。

○**運天修参事兼基地対策課長** 我々としても、関係あるのかどうかということとは想像がつかないところです。

○渡久地修委員 あるいは、横田基地のC V22オスプレイの配備に関する基地の整備が間に合っていないという話もあるのですが、そういうことは聞いていますか。

○運天修参事兼基地対策課長 そういう情報は承知しておりません。

○渡久地修委員 C V22オスプレイは横田基地から嘉手納飛行場、あるいは普天間飛行場に来て、伊江島で訓練をするということが米軍の計画書にもあるのですが、私は去年のMV22オスプレイの墜落事故とも関係しているのではないかと疑っています。これは沖縄に密接に関係しているので、おこなっているものについては、県からもきちんと問い合わせをして調べるべきだと思うのですが、その辺はいかがですか。

○運天修参事兼基地対策課長 横田基地の状況やC V22オスプレイの配備の状況につきまして、我々からも確認したいと思っております。

○渡久地修委員 確認をして、延期ではなく配備するなど言ってください。

次に、陳情平成28年第117号高江ヘリパッド建設に伴う環境破壊への懸念に関する陳情、3と4のノグチゲラ、ヤンバルクイナ、コウモリについて、私は去年、オスプレイが配備されてからコウモリがいなくなっているということで皆さんに調査を求めました。陳情でも出ていますし、皆さんもある程度調査したと思いますが、因果関係はわかりましたか。

○棚原憲実環境企画統括監 オスプレイ等の飛行機による野生生物への影響ということで、コウモリが減っているのではないかと御意見をいただいたのですが、その後、我々は地元の方々に聞き取りをしました。オレイオオコウモリという種については、南部地域にも分布しているのですが、そもそも以前から見なくなったという方とか、そう言えば少し少なくなったとか、人によって非常に曖昧な状況があります。我々としては、オレイオオコウモリについて明らかに飛行機による影響で減ったという証拠は、現在、つかめていない状況です。その他のコウモリにつきましては、今年度から北部地域で小型コウモリの調査を開始しております。今年度中には調査結果が出る予定になっておりますので、そのデータも踏まえて、総合的に北部訓練場の影響という形で考察していきたいと考えているところです。ただし、コウモリにつきまして過去の調査

データが少ないということがありますので、現在、コウモリの分布を把握したとしても、それが以前と比べてふえているのか、生息範囲が拡大しているのが把握できないということが予想されておりますので、専門家の意見も聞きながら解析していきたいと考えております。

○渡久地修委員 去年、県議団で四、五カ所を調査してきました。私たちが見たのはオレイオコウモリだと思います。オスプレイが去年の6月に集中的に訓練を始めてから、そこにいたコウモリがいなくなって、オスプレイの訓練が一時停止したときには戻ってきたというのです。これは因果関係がはっきりしていると思うので、その辺も含めてしっかり調査してください。

次に、ノグチゲラについて、東村高江区の工事でノグチゲラの営巣木が伐採されたということが新聞に写真入りで載っていましたが、県は確認していますか。

○棚原憲実環境企画統括監 東村高江区の工事に伴って伐採された木がノグチゲラの営巣木だったのではないかという新聞報道につきましては、我々も新聞記事で見まして、すぐに沖縄防衛局に問い合わせしております。沖縄防衛局は歩道の整備についての工事実施前の検討図書で、ノグチゲラ等の主な鳥類の繁殖期間である4月と5月に伐採ルート上の繁殖状況の調査を実施しております。そのときの調査の状況では、伐採地周辺には繁殖状況が確認されたが、特に伐採範囲においては営巣等の繁殖状況は確認されていないということが報告書に明確に記載されております。今回の報道を受けて、沖縄防衛局に問い合わせをして、沖縄防衛局が現地の伐採された木などを確認しておりますが、沖縄防衛局によりますと、確かに腐食して中が空洞になっている伐採木は確認しておりますが、特に営巣していた跡等はないと。節が朽ち果てて抜けたような穴がある木材も確認されているが、沖縄防衛局としては、これがノグチゲラの営巣木とは考えにくいという報告を受けております。

○渡久地修委員 これがノグチゲラの営巣木であった場合、これをもし伐採していたら—これは仮の話なので、答えられないのであればいいのですが、営巣木を切り倒したら犯罪になりますか。

○棚原憲実環境企画統括監 我々の所管している鳥獣保護法に関して言いますと、捕獲する行為、卵の採取については許可がないとできませんが、営巣木については特に規定がありません。ただ、天然記念物としての取り扱いについて

は、答弁を控えさせていただきたいと思います。

○渡久地修委員 天然記念物というと文化財保護法との関係ですか。ノグチゲラをつかまえることは犯罪になるのですが、営巣木もそれに当たるのかどうかはわかりませんか。

○萩尾俊章文化財課長 文化財保護法につきましても、個体を捕獲するとか、調査のために発信器をつける場合は、現状変更協議ということで手続が必要なのですが、営巣木等の個体以外については対象となっております。

○渡久地修委員 いずれにしても、特別天然記念物はヤンバルクイナもノグチゲラも大事なので、そういう意味では、営巣木の写真なども報道されましたが、ぜひ環境部として、あるいは文化財保護を担当する文化財課でもノグチゲラの問題—今のままオスプレイが飛び回ったらノグチゲラの住む場所はなくなるのではないかと思うので、その辺は注意して、保護のために頑張ってください。

次に、陳情第1号オスプレイのつり下げ訓練及び騒音被害に対する抗議並びに着陸帯ファルコン撤去に関する陳情について、着陸帯ファルコンを撤去するということがあるのですが、県としてもファルコンの撤去を求めるべきではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 処理方針で書いてあるとおりの対応を考えておりまして、住民地域に隣接する着陸帯の運用は停止すべきであるということはおかねて申し上げておりますので、現時点ではその範囲内で沖縄防衛局にもお話ししているところでございます。

○渡久地修委員 今、県内に米軍の着陸帯は何カ所ありますか。

○運天修参事兼基地対策課長 オスプレイ配備の際に発表されました環境レビューによりますと、オスプレイが使用できる着陸帯としては69カ所になりました、プラス、幾つかあったと思います。それぐらいの着陸帯はあると思います。

○渡久地修委員 先ほどの委員の質疑に知事公室長は、ファルコンを撤去したら別のところにまた新たにつくらないといけないとか—既に69カ所あるわけです。ですから、これが68カ所になったからといって、米軍の抑止力が低下するなどということはないと思います。そういうことは理由にならないと思います。

県としては、住民の生活を守るために毅然として撤去、あるいは廃止すべきだと言うべきではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 現時点での県のスタンスは先ほどお答えしたとおりですが、委員からもいろいろございますので、まずは沖縄防衛局と、再度、この件についてゼロベースで議論してみたいと思います。

○渡久地修委員 とにかく69カ所もあるのです。本当に考えられません。それから、航空標識灯が設置されたということですが、これが設置されて民間地域への接近などの訓練は減ったのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 必ずしもそういった状態ではないだろうと考えております。

○渡久地修委員 ファルコンのそばに住んでいる泉さんという方は御存じですか。

○謝花喜一郎知事公室長 存じ上げております。

○渡久地修委員 衆議院議員が話を聞いたところによると、航空標識灯をつけたら、逆に夜間はそれを目指して飛んでくると。余計ひどくなっていると言うのです。オスプレイの音が聞こえたら2階に駆け上がって、あるだけの電気を全部つけて、ここに人が住んでいるということをアピールしないと怖いというぐらい、そこを目がけて飛んでくるといいます。こんな人権侵害が平気で行われています。これはゼロベースどうのこうのではありません。金武町も宜野座村もファルコンの撤去を求めているのです。県として、そこに住んでいる県民の命と暮らしを守るためにどうすべきかということが問われています。航空標識灯も役に立っていませんし、逆にマイナスになっているという指摘もあります。これは撤去を求めるべきです。もう一度、聞かせてください。

○謝花喜一郎知事公室長 この件につきましては、先ほどもお答えしましたが、再度、沖縄防衛局と意見交換をしてみたいと考えております。

○渡久地修委員 きょう、私たちはこの問題で沖縄防衛局、在日米軍沖縄調整事務所、在沖米国総領事館、外務省沖縄事務所に行きました。沖縄担当大使も

余りにも近過ぎると。なぜこんなことが起こるのだということで、ファルコンをぜひ見に行きたいと言って約束しました。県としても、ファルコンを外から、可能であれば中からも一我々も要求しますが、ぜひ見てほしいのですが、どうですか。

○謝花喜一郎知事公室長　これまで泉さん宅や航空標識灯なども確認いたしました。今の時点で、ファルコンの中に入ったことはないのですが、沖縄防衛局との意見交換は早急に実施したいと考えておりますので、その過程で現場視察の件についても調整してまいりたいと考えております。

○渡久地修委員　次に、陳情第17号嘉手納基地における米軍機の騒音激化に対する陳情について、F35が岩国基地に配備されて、本会議では沖縄でも訓練されていると答弁がありました。もう沖縄で訓練されているのですか。

○運天修参事兼基地対策課長　直接、飛来はしておりませんが、沖縄近海の訓練区域で訓練をしたということは発表されております。

○渡久地修委員　ことし1月に米国防総省運用試験・評価局がアメリカの議会に出した年次報告書で、F35ステルス戦闘機に関して重大な276項目の欠陥を特定したことが明記されたと報道されていますが、県は承知していますか。

○運天修参事兼基地対策課長　承知しておりません。

○渡久地修委員　もう一度言います。米国防総省運用試験・評価局が1月に年次報告書でF35ステルス戦闘機の最新段階の試験機に関して、重大な276項目の欠陥を特定したと書いています。そして、非現実的な開発日程に合わせるため、前段階からの問題を残したまま配備されたと書かれているわけです。F35は火災も起こしているということは承知していますか。

○運天修参事兼基地対策課長　配線か配管のふぐあいで火災が発生したことは承知しております。

○渡久地修委員　昨年9月、10月に相次いで機体が発火しているのです。これも原因が特定されていません。欠陥の主な例として、垂直尾翼と機体のつなぎ目の疲労と緩みが頻繁に発生している。2つ目にエンジン入り口の気流の温度

が予想より高く、マッハ1.5で水平尾翼がオーバーヒートしたなどが列挙されています。これを入手して、県としてもこの問題はしっかり調べる必要があると思います。いかがですか。

○運天修参事兼基地対策課長 F35については、ハリヤーとF A18の代替という形で日本に来ておまして、沖縄県内で同様な訓練が行われるという話を聞いておりますので、我々も感心を持ってこういった情報は集めたいと思います。

○渡久地修委員 アメリカの内部文書に、岩国から嘉手納に来て、伊江島で訓練を行うということがきちんと明記されているのです。そのため、伊江島ではオスプレイとF35のための改修が急ピッチで進められているわけです。これは県民の命にかかわる。嘉手納町民の命にかかわるので、しっかりと対処してもらいたいのですが、どうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほど参事兼基地対策課長がお答えしましたように、我々は詳細に確認をしなければならないものと考えておりますが、そういったものが本県でハリヤー等の代替機として訓練されるということが言われている中においては、我々も看過できないと考えております。しっかり事実関係を確認したいと思います。

○渡久地修委員 県議会も全会一致の決議で外来機の飛来は禁止、中止せよということを求めているわけです。F35も外来機になりますよね。そういう意味では、この飛来は絶対に許せない、行うべきでない。その上、重大な276項目の欠陥を持っているものは県民の上空を飛ばしてはならないということを毅然と言ってください。

○謝花喜一郎知事公室長 しっかり対応したいと思います。

○渡久地修委員 最後に、陳情第25号在沖米海兵隊の駐留検証に関する陳情に関して、海兵隊の撤退については、去年、女性死体遺棄事件があって、海兵隊は沖縄から撤退すべきだということで、県議会では全会一致の決議を上げました。知事公室長、これは御存じですか。

○謝花喜一郎知事公室長 一部退席の上、全会一致だと聞いております。

○渡久地修委員 自民党は退席しましたが、全会一致になりました。いずれにしても、海兵隊は沖縄から撤退してほしいというのは県民からの多くの声になっていると思うので、県もその辺はしっかり踏まえて、今後、対処すべきだと思いますが、御意見をお聞かせください。

○謝花喜一郎知事公室長 県のスタンスは処理方針やこれまでの議会答弁でも申し上げてきているところですが、昨今、海兵隊の対応について、沖縄県の基地負担の軽減の観点からさまざまな議論があるということは十分承知しております。こういったことも我々はしっかり踏まえながら、庁内において議論していきたいと思っております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
山川典二委員。

○山川典二委員 陳情第6号嘉手納基地における米軍機の騒音激化に関する陳情、陳情第17号嘉手納基地における米軍機の騒音激化に対する陳情、陳情平成28年第173号平成29年度住宅防音工事の予算確保とコンター見直しに関する陳情、陳情第14号沖縄防衛局のコンター見直しに関する陳情で、嘉手納の爆音訴訟問題に絞り込んで質疑させていただきます。まず、先日2月23日に第3次嘉手納爆音訴訟の判決が出ましたが、国の補償が過去最高額の302億円、原告数も2万2048人など、全てにわたって過去最高という一定の判決が出たのですが、それにつままして見解を伺いたいと思います。

○謝花喜一郎知事公室長 爆音訴訟の判決が出た際の知事コメントを読み上げさせていただきます。「嘉手納飛行場をめぐる第1次及び第2次訴訟の判決を踏まえると、騒音被害等に苦しむ原告の過去分の損害賠償が認められたことは当然のことではありますが、原告の主張の一部のみを認めるものとなっており、戦後71年を終えた今もなお、依然として過重な基地負担が県民生活や本県の振興発展にさまざまな影響を与える状況はまことに残念であります。」というコメントを出しております。

○山川典二委員 第1次訴訟は何年ですか。

○運天修参事兼基地対策課長 1982年2月に第1次訴訟が提訴されております。

○山川典二委員 第3次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団から陳情が出ていますので、冒頭、判決の話を伺いました。今、1982年という話がありましたが、今回、コンター—コンターというのは、航空機の騒音に関する騒音被害の分布図ですが、その見直しを防衛省が行っているところです。その経緯について、御説明をお願いします。

○謝花喜一郎知事公室長 沖縄防衛局によりますと、嘉手納飛行場の第1種区域については、最終指定告示以降30年を超え、最も経過年数の長い飛行場の一つであることなどから、現在、騒音コンター作成業務を実施しているとのことでもあります。

○山川典二委員 1983年に前回のコンターの基準ができて、先ほどの第1次訴訟とほぼ同じ時期ですが、なぜ今、この時期に見直しをするのでしょうか。見解をお願いします。

○謝花喜一郎知事公室長 やはり30年を経過して、その間に外来機の飛来等もあったと思いますし、F22の展開があったことから、さらに延期しているという実態等もございますので、そういった住民の負担をしっかりと把握するためには、30年たった現在においてしっかりと状況を把握する必要があるということでの対応ではないかと考えているところです。

○山川典二委員 全国的には、コンターが現状よりも半分とか、場合によっては4分の1ぐらいに見直し作業が進んでおります。一方で、沖縄県も見直しされるのではないかとということが陳情の中にもありますが、現実的には見直しされる可能性があるとお考えですか。

○謝花喜一郎知事公室長 見直しをされる可能性はあると思っておりますが、これによって、防音設備等の対象区域から外れてしまうというような、逆方向の見直しはあってはならないということで、この件につきましては、軍転協を通してそういったことがないよう強く求めているところでございます。

○山川典二委員 それでは、嘉手納飛行場周辺のコンターの対象住宅件数、そして、防音工事の実績総額について御説明をお願いします。

○運天修参事兼基地対策課長 嘉手納飛行場周辺の対象世帯数は約5万2000世帯です。平成27年度の当初予算額が51億5500万円、それに繰越分がございましたので、63億6300万円となっております。

○山川典二委員 軍転協云々という話があり、その前の実態調査について処理概要の中に幾つかありますが、実態調査をして実際に軍転協に上げて、軍転協の議論ではこの何十年も大きな進展がないわけです。一部、今回の訴訟で損害賠償額が一気にふえたという一定の効果はありましたが、抜本的に一先ほど来、議論がありますが、外来機の飛来など、現実的に住民の皆さんの騒音被害は全く変わらない。あるいは、ふえている日もあるわけです。そういう中で、実際に県として軍転協だけではなく、防衛省を含めて、直接、国に交渉するといったことは翁長県政になって行いましたか。

○謝花喜一郎知事公室長 昨年9月に防衛大臣に対して、現在、進めている見直しにより、当該区域が縮小されることのないよう配慮していただきたい旨の要請をしたところでございます。そういったことも踏まえてでしょうか、現在、沖縄防衛局管内ではW値80以内のものが建具復旧工事の対象になっておりますが、去る2月22日の衆議院予算委員会において、稲田防衛大臣から、対象をW値75以上の区域に拡大することを速やかに検討したいという御答弁をいただいたところでございます。

○山川典二委員 今、外来機の話がありまして、F35の話も出てきましたが、現実的に全国の基地と嘉手納飛行場の騒音に対する違い、主な論点はどのように捉えていますか。

○運天修参事兼基地対策課長 告示による対象の違いがあると思います。地域の指定の告示日から30年以上たっているということが一番ではないかと思っております。

○山川典二委員 それもあるでしょうが、全国的には3分の1とか4分の1に一気に狭まる方向で動いているのです。ところが、沖縄県は一先ほど稲田防衛大臣の話もありまして、どうなるかわかりません。しかし、縮小される可能性もあるのではないかという意見もあります。これは現実的に住民の方からもあります。そういう中で、全国の基地と沖縄県では運用の違いが一番大きい原因だと思っているわけです。外来機の増、あるいは夜間、早朝の訓練もかなり頻

繁に行われています。そういう中で、去年11月の防衛大臣の話もありますが、それだけですか。もっといろいろなことがあるではないですか。環境も含めてもっと国に対して直接訴えるということをするべきではないかと思うのですが、そういうことをなぜしないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほども答弁させていただきましたが、9月に行っております。それから、我々は軍転協を通して、この件については地元の嘉手納町、沖縄市を初め、いろいろ意見を言っております。そういった中で、彼らも調査検討委員会を設けまして、委員の中からも過去の運用状況を反映した騒音コンターの策定が必要ではないかというような意見も出ているようでございます。ですから、この件については沖縄県、地元市町村の意見を踏まえた形のコンターの見直しになるよう、我々はしっかり注視してまいりたいと考えております。

○山川典二委員 我々、自民党県議団は、コンターの問題につきましても、直接、政府、官邸、それから、党本部に要請をしております。地域ではいろいろな健康被害があって、筆舌に尽くしがたい状況の方もいらっしゃいます。そういう問題を一日も早く解決するためということで、現実的、具体的に自民党県連のメンバーとして要請をしております。当然、コンターの見直しをするなということを申し上げているわけです。その結果、どうなるかということは近々に答えが出てくる可能性があるかもしれませんが、私が言いたいのは、先日、米軍基地関係の事件・事故に関しまして、政府に米軍関係事件・事故対策協議会を設置するという話がございましたが、今、これはどうなっていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 まず、この件につきましては、2月9日に翁長知事から安倍総理大臣、菅官房長官、稲田防衛大臣、岸田外務大臣に新たな対応等についてということで要請しております。岸田外務大臣につきましては、来沖なされた際にも、直接、要請いたしました。さまざまな要望はしているわけですが、岸田外務大臣からも、この件につきましてはしっかりと検討させていただきたいという話がございました。

○山川典二委員 新聞報道にもありますが、非常に政府は消極的だと。三者協も既に消滅して2003年以降行われていません。辺野古も含めて、これだけ議論百出する中で、現実的に本当に皆さんが問題を一つ一つ丁寧に解決するのであれば、立場は違えど、沖縄の問題を解決するためにはどうしても政府との直接

の一かつての三者協、あるいはそれ以上のレベルで議論する場を知事を先頭にしてしっかりと設けるべきではないですか。なぜそういう努力をしないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 おっしゃるとおりです。我々はしっかり努力をしてまいりたいと思いますし、この件につきましては今回、新しく着任されました富川副知事が面談する際にも、大臣だけではなく、局長クラスの方にも随時、話をさせていただいたところです。また、ワーキングチーム等で対応できるのではないかという話が事務方レベルであるものですから、それとは全く違いますと。沖縄県の事件・事故の実情をしっかりと把握していただきたい。こういった事件・事故が繰り返し起こって、沖縄県民は不安が重なり、不満が大きくなっていると。そういった実情を解決するためにも、協議会が必要だということをする説明しております。現場においてもそうですし、省庁においてもやっておりますので、この件についてはしっかりと実現できるように取り組んでまいります。

○山川典二委員 かつては基地返還アクションプログラムなどもあったではないですか。今、現実的に基地問題をしっかりと解決するという計画といたしますか、ランドデザインのようなものはありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 基地返還アクションプログラムというのは、当時の県政時代に県側が基地返還のスケジュールをつくるということでしたが、実現できなかったということがございます。これは一つ一つ相手方がいることなので、SACOの合意事案を着実に実施することが重要だと思っております。一方で、事件・事故については、今までの仕組みではだめだと思っておりますので、先の委員会で御提案いただいたことについても我々は真摯に受けとめて、新たな協議会、対応策を国に対して求めているところでございますので、御支援いただければ幸いです。

○山川典二委員 そんなレベルではだめだと言っているのです。知事を先頭にして副知事も皆さんも一緒になって、担当官僚を含めて、何度も具体的に突っ込んでやらないと、行って願いますで終わりというのが現状ではないですか。この県政になって、そこまで突っ込んだ議論をしていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 今、スタートしたばかりで、先ほども申し上げまし

たように、この件についてはしっかり膝詰めやってまいりたいと考えております。

○**山川典二委員** ですから、知事を先頭にして政治力を発揮しないとだめだと言っているのです。行政のレベルを超えた部分でこういうものは設置していかないといけないので、そういういろいろな手だてがあったほうがいいわけです。今は本当に単発です。双発から重層的にやっていかないと、沖縄の問題は何年たってもなかなか前に進まないと思いますが、いかがですか。

○**謝花喜一郎知事公室長** おっしゃるとおりだと思います。ですから、これは事務レベル、副知事レベル、知事レベル、さまざまな形を重層的にやらなければならないものと思っておりますし、この件については県政としてしっかり対応してまいりたいと思います。

○**山川典二委員** ぜひ総力を挙げて、知恵のある人たちがいっぱいいるわけですし、ある意味したたかな場面も出てきますので、政治家、知事を先頭にしてやればいいのです。場合によっては我々、政権政党の自民党もいますし、与党の皆さんも含めて一緒になってやっていかないと、いつまでも議論が前に進まないのです。実際に国際情勢も北朝鮮のミサイル問題から尖閣諸島の問題、あるいはヨーロッパを初め、テロの問題も含めていろいろな形で問題が起こっているわけですから、本当にのんびりやっている暇はないのです。一生懸命やっているとは思いますが、集中してピンポイントで一つ一つ片づけるようお願いしたいと思います。ぜひ知事の政治力を発揮できるようにお願いしたいと思います。いかがですか。

○**謝花喜一郎知事公室長** 2月9日にこれを新たに要望したところです。この件につきましては、さらに岸田外務大臣にも要請させていただきました。富川副知事も要請をしました。知事を先頭に、委員からの御指摘も踏まえまして、重層的に対応させていただきたいと思っております。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** 陳情平成28年第39号辺野古新基地建設を直ちに中止し、普天間基地の即時閉鎖を求める陳情について、埋立承認に関して、岩礁破碎許可が

3月に切れるということで、埋立承認区域、あるいは臨時制限区域—政府は、既に名護漁業協同組合の総会で漁業権の放棄を決めていて、ここの漁業権は消滅しているのです、4月からの岩礁破碎許可申請はしないという方針を示しているようですが、これに間違いはありませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 3月15日付だったと思いますが、そういった文書が届いております。

○崎山嗣幸委員 漁業法が二重基準になってはならないと思いますが、この件をめぐって県の見解と政府の見解が一埋立承認された区域と臨時制限区域については、漁業権全体を示しているのか、一部と理解しているのか、法律の見解はどちらですか。

○新里勝也水産課長 漁業権の放棄という言葉の意味ですが、漁業法に基づいて知事が免許するものが漁業権でございますが、当該地域におきましては、名護漁業協同組合に知事が免許した共同第5号という免許がございます。行政区域では名護市と東村との境界線のライン、それから、名護市と宜野座村との境界線のラインから沖に出て水深が少し深目のところまで含めた広い部分が共同第5号という漁業権でございます。今回、名護漁業協同組合が放棄と総会で議決したのについては、共同第5号のうち、辺野古の埋め立てに必要な部分と臨時制限区域を合わせて、共同第5号漁業権の一部を放棄したものと評価しております。法的に、放棄という言葉と一部放棄という言葉の評価については、我々は水産庁の技術的助言に基づいて評価を分けて運用しているところでございます。

○崎山嗣幸委員 今、課長がおっしゃることは、埋立承認区域と臨時制限区域については一部であるということだと受けとめました。全体の漁業権の設定は共同第5号ということで、名護市から東村までが全体だと理解しております。そうであるならば、この地域の一部を放棄しただけでは漁業権は消えないということで、名護漁業協同組合は放棄したかもしれないが、知事が免許を与えた漁業権の設定は存在しているという理解で間違いありませんか。

○新里勝也水産課長 そのとおりでございます。あくまでも、今回の総会の議決の内容としましては、漁業権の一部放棄でございます。一部放棄の場合は、漁業権の変更と法的には表現されておまして、その際は漁協の総会の議決と

知事の変更免許を要するというのが、これまでの政府の見解及び水産庁の技術的助言の内容でございます。

○**崎山嗣幸委員** それでは、名護市から東村に至る共同第5号漁業権が全部消滅した時点においては、国が言うように漁業権は消滅したと。だから、岩礁破碎許可は要らないと県はそのように理解しますか。

○**新里勝也水産課長** 今のお話は仮にという話で、当該名護漁業協同組合が共同第5号全てを放棄した場合のことだと思いますが、水産庁の技術的助言の解釈としまして、共同第5号全てを放棄した場合は、知事の免許ではなく、漁協の総会で消滅に至るという解釈だと理解しております。

○**崎山嗣幸委員** 今、政府が言っている部分については、漁業協同組合が漁業権を放棄したことで済む場合は、全体のことを指して、知事の免許に対して漁業権を放棄したから手続を解除してくださいということで、要らないと理解しております。国が言っていることは、一部放棄をして、共同第5号は生きているが、ここは死んでいるという誤った解釈をしていると思います。こういった法律の解釈で見解が分かれるということはあるのですか。

○**新里勝也水産課長** 漁業調整規則の運用につきましては、当然、農林水産大臣の認可を受けて運用している規則でございますので、個別の運用について問題、課題が生じたときには、水産庁にも指導を仰ぎながら運用しているところでございます。その中で、共同漁業権は10年に1回免許しますが、その際に示される国の方針—これが技術的助言でございますが、この方針に基づいて共同漁業権を免許しているところでございます。したがって、その技術的助言についてはこれまでの政府見解、国会答弁等も含めて判断されて、全国の知事宛てに発出されているものでございますので、その方針を踏まえて行政実例としてこれまで運用してきているということでございます。

○**崎山嗣幸委員** 今、漁業権は全域放棄をしたときについては漁業協同組合の放棄で事足りるという見解ですが、このことについての条文は漁業法で定められているのか、その他の運用基準で示されているのか、どこを根拠にそういったことが示されていますか。

○**新里勝也水産課長** 今回の名護漁業協同組合の漁業権の対応についてです

が、漁協で意思決定されているものは、漁業権の設定されている漁場内の一部の区域について総会で放棄するという決議がされております。その場合、直ちに漁業権が消滅するのかどうかということについて、水産庁の見解が少し変わってきておりますので、先ほど御指摘の法的な位置づけについて、それを含めて近々に水産庁に改めて見解を照会して、運用の参考にしていきたいと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 先ほど、課長が説明をされた漁業権の範囲ですが、共同第5号については知事の免許ということで、漁業法に基づいて設定されていると理解していいですか。

○**新里勝也水産課長** そのとおりでございます。

○**崎山嗣幸委員** 共同第5号が明確に許可の範疇にあるという意味では、埋立承認区域と臨時制限区域についてはあくまでも一部だということに理解しようと思えます。このことも含めて、漁業権の消滅について見解が全く分かれていますので、県は論拠をしっかりと打ち立てて、これから4月に向かって一国はこの漁業権は消滅しているの申請しないという態度のようですが、国の方針に対して、県はどういった対応をしようと考えておりますか。

○**新里勝也水産課長** 先ほど申しあげましたように、水産庁に対しましては、今回の見解の違いについて照会していきたいと思っております。それと並行して、当該事業者には岩礁破碎許可を申請していただく必要がありますので、改めて申請が必要だということをお示ししていく予定でございます。

○**崎山嗣幸委員** 漁業法と漁業調整規則は、海洋資源や水産資源の保護培養を図るために厳密に法律や規則で定められていて、この区域についてサンゴや海洋生物を破壊してはならないという目的があると思えます。そういった意味で、沖縄県では岩礁破碎について漁業調整規則の中で特に厳格に定められているのではないかと思います。本土各地に比べて、漁業調整規則の中における岩礁破碎許可の特段の違い、特徴といいますか—岩礁破碎許可について漁業調整規則でしっかり定められて、それを県としては、再度、国に対してここは漁業権が生きていると。生きている中において、4月からの岩礁破碎許可申請を県は求めていると思えますし、水産資源を守るためにそういった方向で行くと受けとめていますが、その辺の県の決意はいかがですか。

○新里勝也水産課長 沖縄県における岩礁破碎許可制度の運用についての考え方を説明させていただきたいと思えます。沖縄県においては、沿岸域にサンゴ礁という浅海域が発達しておりまして、それに依存する沿岸漁業の存在、そして、その海域が産卵場や稚魚の成育場となるなど、水産資源の保護培養上、重要な役割を担っていると評価しております。このため、岩礁破碎等の許可制度を運用するに当たっては、他県にない独特な漁場環境を備えているという認識を持っております。このため、取扱方針において個別具体的に事前調整を行いながら、当該場所とその行為の程度、周辺の漁業の影響等を総合的に判断して運用するという対応をさせていただいております。そのことにより、沖縄県漁業調整規則の趣旨であります水産資源の保護培養を図り、漁業への影響を最小限にとどめるということで合理的に運用していく考えであります。

○崎山嗣幸委員 今、課長が説明されたように、漁業資源、水産資源を守るために漁業調整規則で他県にないようなことを打ち立てているということですから、国は岩礁破碎許可が切れても出さないということを示しているのです。県としては、今、言っていることを含めて、岩礁破碎許可申請を求めていくという姿勢は強いものがあると思えますが、国が出さない場合の構えはなされていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 水産課長からございましたが、沖縄県の特徴を踏まえた中で、一方では水産庁からそういった見解が示されておりますので、その見解については真意を確認する必要があるだろうと思えます。ただ、沖縄県の基本的なスタンスは、先ほど来の答弁のとおりでございますので、しっかり文書を出していただく必要があるということに改めて申し上げる必要があると。そういった中において、4月1日以降は、国側の動きを見きわめた上で、対応する必要があるだろうと考えているところでございます。

○崎山嗣幸委員 次に、陳情第25号在沖米海兵隊の駐留検証に関する陳情について伺いたいと思えます。海兵隊の件で、県は2回、防衛省に海兵隊の役割・意義について質問をしておりまして、沖縄に海兵隊を置かなければならない地勢的理由を求めています。その中で、沖縄は朝鮮半島、台湾海峡などの潜在的紛争地域に最も近いということで、沖縄に置くという理由を述べているようですが、沖縄と各都道府県に置く場合で、軍事作戦上、どのような大きな違いがあるのかについて、県や防衛省の見解はどうなっていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 いろいろな照会をしておりますが、防衛省からの回答は、沖縄の地理的条件といいますか、いわゆる大陸方面側から近過ぎず遠過ぎずという感じで、地理的側面を重視しているというところがございます。ただ、そういったことだから沖縄でなければならないというのは、他の海兵隊の機能などから考えた場合にはおかしいのではないかと、なかなか納得できないということで防衛省に対して申し入れしているところでございます。

○崎山嗣幸委員 県としては、軍事作戦上、沖縄だからとか、本土だからということで致命的な遅延になるとは理解していないということで受けとめておきます。海兵隊は米軍再編でグアム、ハワイなどに移転をされて、洋上展開するのが二、三千人と言われておりますが、そういった状況の中で、沖縄では海兵隊が撤退しても嘉手納飛行場やホワイトビーチ、空軍、海軍は残りますので、抑止力と言われているものについては支障はないのではないかと思いますのですが、県はどのようにお考えですか。

○謝花喜一郎知事公室長 抑止力論に入りますとそういった議論もあるということとは私どもも承知しております。ただ、沖縄県のもう一つの海兵隊の撤退論の背景といたしましては、在沖海兵隊の割合が極めて高いということから、海兵隊の撤退を求めたほうが、より沖縄県の基地の整理縮小という観点からはいいのではないかとという視点もあると承知しております。一方で、これにつきましては、アメリカ側の考え、それから、日本政府の考えがあるということもございまして、我々としては、今の時点ではS A C Oの合意事案を着実に進めるというスタンスで臨んでいるところでございますが、昨今のいろいろな事件・事故等、それから、さまざまな意見が新聞報道等でなされることについては我々もしっかり認識しておりますので、この件につきましては、庁内で議論をしていきたいと考えているところでございます。

○崎山嗣幸委員 その中で、防衛省は島が多い日本の防衛において、在沖海兵隊の上陸作戦能力が不可欠だと答えているようですが、県は尖閣諸島が台湾、中国に実行支配されたときには在沖海兵隊を使って上陸作戦を展開するのかと聞いていると思います。これに防衛省はどのように答えていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 尖閣諸島の件につきましては、トランプ新政権におかれましても日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約一日

米安保条約第5条の範囲内だというお答えはありますが、これについて、米側がどのように対応するかということはまだ示されていないと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 上陸作戦能力が不可欠だと政府は言っているのですが、具体的にそれがあのかということを知りたいのですが、それはまだわからないということで一それから、海兵隊は司令部、陸上、航空、後方支援の4要素で自己完結型なので、一部切り離すと意味がないと言われていますが、まとまってそのまま移転すれば支障はないのかについても県はお尋ねしておりますが、それはいかがですか。

○**運天修参事兼基地対策課長** そのような発言を森本元防衛大臣がされていたことは記憶しております。

○**崎山嗣幸委員** どちらにしても、海兵隊の問題については、沖縄はほとんど海兵隊の基地だということがあるので、辺野古も高江も、浦添市のキャンプ・キンザーも含めて、海兵隊が撤退することによって全てが解決するのではないかということが随分議論になっております。そのことによって解決するのであれば、海兵隊の撤退を含めて、県がそこに突っ込んで議論していくことの意味はあると思いますが、今後の議論の展開としてはどうお考えですか。

○**謝花喜一郎知事公室長** 先ほどの答弁と重なって恐縮ですが、今、委員の御指摘の点について、いろいろな県民の期待があるということについては県も十分承知しております。SACOの合意事案の着実な実施ということが県の基本的なスタンスでございますが、そういった議論の高まりの背景も踏まえまして、しっかり庁内で議論、検討していきたいと考えております。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○**金城勉委員** 陳情第25号在沖米海兵隊の駐留検証に関する陳情について、先ほど、崎山委員が海兵隊の質疑をしておりますが、海兵隊の問題、そして、普天間飛行場の5年以内の閉鎖の問題は喫緊の重要課題であります。5年以内の閉鎖に向けて、本当に真剣に取り組まないといけないと思っておりますが、その前に少し確認したい点があります。米軍再編が2005年、2006年であって、2012年の再編見直しがありました。もっと前には、知事公室長が再三言ってい

るように、1996年にSACO合意がありました。そういう流れの中で、海兵隊の扱いについて、県としてのスタンスはどうかという崎山委員の質疑に対する答弁は、SACO合意を尊重して進めたいということでしたが、山川委員も指摘していたように、県としてもっと踏み込んだ海兵隊に対するスタンスが必要だと思うのです。ただSACO合意を進めたいというだけでは、もう20年もたっているわけですから一しかもその間、2006年にロードマップが出て、2012年に再編見直しがあって、日米間でも海兵隊に対する扱いはどんどん変わってきているのです。ですから、いつまでもSACO合意云々というレベルではないのです。当然、それは基本になっていますが、具体的な海兵隊の動き、編成はどんどん変わっています。そういう意味で、2006年のロードマップの内容と、2012年の再編見直しの象徴的な違いは何ですか。

○運天修参事兼基地対策課長 2006年の日米の再編のロードマップにおきましては、海兵隊のグアム移転ということで、兵員約8000名とその家族約9000名を移転するということが合意されています。2012年にこれが見直されまして、1つ目に嘉手納飛行場以南の返還につきましては、普天間飛行場の移設と切り離して実施すること、それから、国外移転につきましては、約9000名をグアム等に移転をするということが合意されています。その機能も司令部機能だけではなく、兵力も含めて国外に移転するというようになっております。

○金城勉委員 司令部機能は残るのではないですか。

○運天修参事兼基地対策課長 一部、残ることになっております。

○金城勉委員 普天間飛行場の辺野古移設と切り離して負担軽減を進めていくということも一つですが、海兵隊の運用見直しのもっと象徴的な違いがあるのではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほども答弁があったと思いますが、嘉手納飛行場より南の6施設・区域の返還とは切り離して行うということが示されていると理解しております。

○金城勉委員 要するに、2006年のロードマップにおいては兵員約8000名、その家族を含めた約9000名の移転計画があったのが、2012年には海兵隊の陸上部

隊、航空部隊、後方支援部隊、そして、海兵遠征部隊等々の編成がありました。が、沖縄には司令部と海兵遠征隊、そして、普天間飛行場の一部の航空部隊が残ると。陸上部隊や後方支援部隊というのは、大幅にグアム、ハワイに移転するのです。そうすることで、沖縄に残る海兵隊は第31海兵遠征部隊が実動部隊として残るぐらいです。ですから、その数というのは2000名と少しですよ。その辺の認識はありますか。

○運天修参事兼基地対策課長 2012年の2プラス2の合意では、海兵隊定員約1万9000名のうち、約9000名が国外へ、約1万人が沖縄に残るという説明になっております。

○金城勉委員 ですから、その実働部隊としての数字は幾らですか。

○運天修参事兼基地対策課長 具体的な数は発表されておられません。

○金城勉委員 この辺の数字を把握して、沖縄に残る約1万名という数字の中身がどうなのかということをもっと踏まえる必要があると思います。そういう中で、2012年の合意で実動部隊として残るのは海兵遠征隊の2000数百名規模になり、あとは主力要員と普天間飛行場のオスプレイ要員という内容になっていくのです。ですから、そういう変化が見込まれているので、もっと細かな数字を調査した上で、日本政府、米軍側と具体的な交渉をすることによって、説得力のある海兵隊の県外移転、あるいは沖縄の負担軽減につながっていくと思うのです。今、知事公室が把握している状況というのは、その辺の根拠が弱い。実態調査がまだ不足していると思います。先ほどから指摘されているように、県としての独自の負担軽減—海兵隊の撤退、それから、削減に向けての具体的な理論武装が不足していると思います。ですから、その辺を踏まえながら、5年以内の閉鎖についてもお願いしますだけではなく、具体的にどういう形で閉鎖状態、運用停止ができるのかということについて、県としてもこうしてほしいというプランを持って交渉に臨まないと言説力が無いと思うのです。現に、オスプレイもどんどん本土に行き、向こうでも訓練をしていますし、自衛隊との共同訓練もしているという報道もあるでしょう。その辺は、情報としてどの程度つかんでいますか。

○謝花喜一郎知事公室長 委員のおっしゃるように、新潟県や群馬県へ移転されて訓練が実施されているということは承知しております。

○金城勉委員 今の喫緊の課題は、普天間飛行場の危険な状況を放置してしまっていることが一番の問題であって、2019年2月までに何とか運用停止をしてほしいということは全県を挙げてみんなが望んでいることなので、政府も普天間飛行場の危険性は認識していますし、固定化は防がなければならないと再三言っているわけですから、それを2019年2月までには実現してほしいと。それを具体的にどう実現するのかということは迫っていかないといけないと思います。そのためには、全国的に訓練が展開されている実態を踏まえながら、2019年2月に向けてどうするかという詰めが必要だと思いますが、知事公室長、その辺はこれまでの単なるお願いしますというだけの話ではなく、詰めをしていくという意味ではどう考えますか。

○謝花喜一郎知事公室長 この件につきましては、本会議でも再三、委員から御指摘を受けまして、我々もそういったことについて具体的な数字、それから、訓練の状況の把握が必要だろうということは十分認識しております。その一環といたしまして、夜間も含めた普天間飛行場の離発着の状況についてしっかりと調査をしているところです。新年度につきましても、結果を踏まえて行うかどうか検討したいと思います。政府に対しましては宜野湾市からも強い要望がございまして、基地負担軽減推進会議の早期開催、それから、作業部会の話がございまして、この件につきまして意見交換などもしておりますが、どういった議題にするかということが先方から振られてまいりますので、その件につきましても宜野湾市といろいろ意見交換をしておりますので、その現状と我々がこういったことを望んでいるということを具体的にデータを示しながら議論しないと、なかなか事が進まないだろうということは十分認識しておりますので、今、委員からいただきました御提言をしっかりと肝に銘じて対応していきたいと思っております。

○金城勉委員 ぜひ県として、知事公室として、具体的に協議に臨んだときにどういうことを提言、要求するのか。そういうものをしっかり積み上げた上で協議に臨んでいただきたいと思っております。何しろ5年以内の運用停止は前知事と総理大臣の約束でもありますし、それを単に辺野古と絡められてそのまま引き延ばされるということがあってはいけないので、そこはしっかりやっていただきたいと思っております。

次に、陳情第27号オスプレイ等の飛行訓練による高江区民の生活権侵害の現状を把握し、オスプレイの飛行禁止を求める陳情、陳情第28号北部訓練場に関

する陳情に絡む、東村高江のオスプレイ訓練の件ですが、この陳情にもあるように、このヘリパッドが完成して返還され、現状としてN4地区の訓練が非常に頻繁になってきて、騒音被害も耐えられないと。住居を変えないといけないのかという悲痛な訴えの内容なのです。北部訓練場返還後の訓練の実態、東村高江区民に対する訓練の影響というのは把握されていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 直接データを持っているということではないのですが、東村、それから、高江区長等との意見交換を1月にさせていただきました。やはり着陸帯ができてから騒音等の被害が激しくなっていることを肌で感じると強く申し入れを受けました。元々、静かな地域ですが、N4地区で訓練がされると大変騒音が厳しいという切実な思いを伝えられました。地元からはN4地区の訓練は控えてほしいと。それ以外の地区の着陸帯で訓練してほしいという強い要望を受けたところでございます。

○金城勉委員 その要望を受けて沖縄防衛局との交渉はどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 これ以外にも宜野座村松田区などにも行ってまいりましたが、それを紙にまとめまして、沖縄防衛局長ほか、幹部の皆さんがそろっている場に提供して意見交換をしたところでございます。

○金城勉委員 本当にかわいそうなくらい文面から伝わってくるのですが、我々が行ったときにも、集落上空を飛ばさない意味で航空標識灯も設置してあると聞きました。その標識灯というのは訓練のコースに影響を与えていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 宜野座村の話もありましたが、これがかえって航行の目印になっているのではないかと思うぐらい近隣を飛んでいるということで、標識灯の設置場所のあり方自体ももっと検討すべきではないかということまで意見交換をしたところでございます。

○金城勉委員 こういう悲痛な訴え、陳情も出ておりますので、そういうことも含めて、ぜひ対応方お願いします。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 陳情第27号オスプレイ等の飛行訓練による高江区民の生活権侵害の現状を把握し、オスプレイの飛行禁止を求める陳情で、騒音測定について、県が主体的に実施してほしいという要望です。これはこの新規陳情のみならず、これまで継続陳情の中でもるる要請があったと思うのですが、現在、東村高江区における騒音測定器、あるいは局というのは、どこの機関が何機設置しているかを教えてください。

○棚原憲実環境企画統括監 東村内においては、沖縄防衛局が3局設置しております。そのうち東村高江区には2局設置しております。

○宮城一郎委員 現時点で、それ以外に県なり東村なりが設置している事実はないのでしょうか。

○棚原憲実環境企画統括監 現時点では、沖縄防衛局のみとなっております。

○宮城一郎委員 測定結果を沖縄防衛局から県がいただく際に、例えば、毎月のデータを月締めで何日後かにもらっているのか。あるいは、毎月のデータを1年分、どこかのタイミングでもらっているのか。受け取り方はどのようになっているのでしょうか。

○仲宗根一哉環境保全課長 今までのところ定期的な提供はなく、1年分いただいたり、例えば、去年6月分の時期的なデータをいただいたりという形です。

○宮城一郎委員 平成26年4月から平成27年3月までの平成26年度分は、平成27年9月ごろに手にしたと聞いております。また、平成27年4月から平成28年3月の平成27年度分は、先般、平成29年3月に頂戴したと聞いているのですが、それで間違いないのでしょうか。

○仲宗根一哉環境保全課長 そのとおりです。

○宮城一郎委員 そうすると今回のケースで言うと、一番古い平成27年4月のデータは24カ月後に手にしたことになると思います。その前の年度で言うと、一番古いデータは18カ月後に手にしたというタイムラグがあるのですが、この状態について、県は十分満足されているのでしょうか。

○**棚原憲実環境企画統括監** N4地区の提供後、住民の苦情もふえているということで、県としましては、より早くデータが欲しいということをお話してまいりました。委員のおっしゃるように、1年後では現状を把握する意味では遅いかと認識しています。

○**宮城一郎委員** 現在、県は沖縄防衛局に対して、どのような時間差をおいた受け取り方がベストであるという要望を打診されていますか。

○**棚原憲実環境企画統括監** これにつきましては、地元東村とも情報交換しているところですが、沖縄防衛局としては、次年度から二、三カ月置きには提供できるように努めたいというお話はされています。

○**宮城一郎委員** 二、三カ月置きというざっくりしたものではなく、例えば、今は平成29年3月ですが、3月度のものを月締めで二、三カ月後にとりたいという要望でしょうか。それとも、四半期のデータをどこかでもらいたいということでしょうか。

○**仲宗根一哉環境保全課長** 昨年11月に、県知事、国頭村長、東村長から防衛大臣宛てにオスプレイの配備撤回及び北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設に伴う環境影響評価の再実施について要請を行っておりまして、オスプレイに係る航空機騒音及び低周波音のデータについては、毎月速やかに報告してほしいという要請は行っております。

○**宮城一郎委員** 毎月、月次で迅速にいただいくことが東村高江区に住む方たちの生活被害を着実につかんでいく手法としてはそうあるべきだと思います。今、お話を聞いておりますと、しっかりとしたレギュレーションがあるわけではなく、沖縄防衛局の御厚意で渡してくれているというような、ばらつきがあっては確実な取得にならないと思いますので、ぜひこれは強く要望していただきまして一今、他律的に沖縄防衛局の測定器で測定していることによってそれが起こっているので、もし改善が見られないようであれば、自律的に県が測定する形に改めることも検討すべきかと思いますが、いかがでしょうか。

○**棚原憲実環境企画統括監** 現在、県が実施していますのは、嘉手納飛行場や普天間飛行場周辺において、関係市町村と協力して測定しています。その理由としましては、騒音レベルが環境基準を超えるような高いレベルであるという

ことと、それぞれの飛行場の運用によって騒音が多く市の町村にまたがるということがありますので、広域的な対策として県が実施しております。東村高江区につきましては、基本的には施設を提供している沖縄防衛局が実施すべきではありますが、地元の要望を踏まえて、東村が設置することについては一緒に協力して県の技術支援や助言も含めて実施していきたいと考えております。

○宮城一郎委員 県もこれまでよりも前に行くような感触を感じているところなので、より一層、東村高江区の皆さんに寄り添っていけるような形での改善等を工夫していただきたいと思っております。

次に、陳情平成28年第117号高江ヘリパッド建設に伴う環境破壊への懸念に関する陳情です。要旨の中に、世界自然遺産登録を目指し、今月15日には国立公園に指定されたということで、非常に自然豊かなロケーションにあるヤンバルの森なのですが、そこに新しいヘリコプター着陸帯が全部で6つ誕生したということになっていると思っております。先般、米軍基地関係特別委員会の現地視察でも、中に入って拝見させていただきました。そのときに、委員から貴重な植物等々を保全のために移植している場所はどこか、それをぜひ見たいというお話を向けたところ、今回の申請目的にはそれが入っていないのできょうはできませんというのが沖縄防衛局の御説明でした。それで委員から、ぜひデータ等々を提出してほしいというお話があって、そのときに私たち米軍基地関係特別委員会の委員と一緒に基地対策課の方もいらしたと思うのですが、その後、沖縄防衛局から植物保全等々に関するデータが県ないしは県議会に提出されているのでしょうか。

○運天修参事兼基地対策課長 私どもには提出されておられません。

○棚原憲実環境企画統括監 環境部所管の部分についても、まだ来ていない状況です。

○宮城一郎委員 そうであれば、ぜひ改めて督促してデータを入手し、きちんと保全されているかどうかを突き詰めていただきたいと思っております。その点について、もし可能であれば、改めて米軍基地関係特別委員会でも現場を見たいと。ヘリパッドもそうですが、植物の保全がなされたというところも見てみたいという要望を出して、再度、視察するのも有意義かと思っています。また、私たちが視察した後に、報道などで、このヘリパッドが水を吸って膨張したり、剥離したり、水が噴き出しているというお話も聞いています。完成前までの現場

視察は県でされているようですが、完成後のチェックはなされていないようにも思われますので、県ないしは米軍基地関係特別委員会でも現場視察を要望していきたいという希望を持っておりますので要望として御検討いただきたいと思っております。

続いて、先ほど崎山委員と金城委員からもございました陳情第25号在沖米海兵隊の駐留検証に関する陳情ですが、陳情内容は、海兵隊の運用実態を検証し撤退を実現する方策を具体的に検討することというのが記書きでございます。処理概要で、在日米軍・海兵隊の意義及び役割について2度質問を行ったということですが、これが県においての検証実績と考えてよろしいでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 現時点ではそういった形の対応になっております。

○宮城一郎委員 私も資料と質問経過、回答等を拝見させていただいたのですが、内容についてはお二人の委員からエグザンプルはたくさん出ておりましたので言及はしません。ただ、私個人の感想としましては、非常に防衛省の御都合的といいますか、時には一体性がなくてはならない、時には離れていても大丈夫と言ったり、具体的な事例を明示してほしいという場合には、そこまで把握していないという回答等があって、個人的には非常に満足いかない回答に思っています。それは私の知見が浅いからかもしれませんが、当時、質問をされたときの県政において一仲井眞県政だと思いますが、県の重要ポストにあられる方々は、この回答で霧が晴れたように納得したのか、満足しているのか、いい回答だったという所感を持っていらっしゃるのか、いかがでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 処理概要にも書いておりますし、また、当時は又吉知事公室長が担当していたと思います。この件につきまして、本会議でも再三再四、とても理解できないと。我々の懸念が払拭できないということを答弁していたのを記憶しております。

○宮城一郎委員 それでは、その当時の県政としては納得できないと。現翁長県政においてはいかがでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 今も同じでございます。

○宮城一郎委員 ということは、このやりとりについては一貫して海兵隊が沖縄にいる理由をしっかりと飲み込めていない、胸にすんと落ちていないとい

うのが現状だと思います。この質問、回答は県民に対して公開可能でしょうか。または既に公開されているのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 県のホームページで公開しておりますが、多くの資料が知事公室内部にございます。2011年ごろのものなのでなかなか探し切れないうことで一当時は地域安全政策課という課があって、それが基地対策課と1つになったという背景もございますが、見せ方も含めて再検討しなければ、海兵隊について議論が高まっている中で、県民にしっかりした情報を提供しているとは言えない状況だと私自身は思っておりますので、直ちに見直したいと思っております。

○宮城一郎委員 おっしゃるとおり、私も少し苦勞しました。ぜひ県民が容易に閲覧できるような状況に持って行ってほしいですし、かつ、見せるだけではなく、県民と一緒に活発な議論や意見交換につなげて行ってほしいのです。行政である県、それから、県議会議員だけではなく、県民も一緒になって海兵隊が沖縄にある理由が納得できるものなのか、そうでないのかというのを、例えばホームページにアンケートをつけて、とても納得できた、納得できた、どちらでもない、全く納得できない等々のデータを収集することなどによって、陳情が求めるような検証につながっていくと思います。沖縄県は、これについて活発な議論を促すための検討、研究に踏み出していくお考えはありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 この件につきましては、しっかり議論しないといけないと思っております。データ等について、しっかり把握すべきだろうという御指摘等もいただいております。新年度になりましたら御提供できると思っておりますが、国内、国外、それから県内一まずは、県内、県外向けの米軍基地問題におけるQ&Aについてわかりやすいパンフレットを作成しているところです。ただ、これは海兵隊に特化した記述はございません。これまでの議論などを踏まえまして、知事公室内部でしっかり議論を行って、防衛省から示された在日米軍・海兵隊の意義及び役割も踏まえながら、新年度に向けてしっかりとした対応策を考え一すぐに踏み込めるかどうかは別ですが、我々が現時点で考えているものはこうだというようなものを示して、県民と一緒に議論できるようなものをつくってみたいと思っております。新年度に向けて、また新しいメンバーともどもやっていきたいと考えているところでございます。

○宮城一郎委員 今のお言葉を受けまして、きょう、この陳情について採択さ

れるのか、継続になるのかはわかりませんが、もし継続になった場合、県におかれましては、在沖海兵隊の駐留に関して沖縄県民に対して議論を促し、ともに検証していくという文言があらわれることを期待してもよろしいでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 時期についてはまだ確定できませんが、しっかりいいものをつくって、また、県の政策に反映できるようなものを目指して頑張っていきたいと思っております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
花城大輔委員。

○花城大輔委員 陳情平成28年第178号翁長知事及びオール沖縄に対する陳情について、質疑したいと思えます。キャンプ・シュワブ内陸上工事は埋立工事と直接関係がないと判断したというところがありますが、これは沿岸部の工事に関連する工事ですよね。当時、知事公室長はこれを知っておられたのではないかと思いますので、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 我々の認識は、昭和54年に建設された隊舎、しかも陸上部のものを、老朽化に伴って区域外から区域外に新たにつくるという認識で、埋め立てとは関係ないということが確認できたので認めたといった形でございます。

○花城大輔委員 このことに対して、県民またはオール沖縄の政党からの反発はありましたか。

○謝花喜一郎知事公室長 隊舎2棟の工事が再開されることについては、中止を求めなかったのですが、このことについて、工事車両が入ることになりました。これまで、キャンプ・シュワブのゲート前ではそれを阻止しようとする方々がいらっしゃいましたが、事前にこの工事のために何台のミキサ車が入りますという資料をあらかじめ沖縄防衛局からいただきまして、それを市民団体の方々に御説明したところ、特に混乱もなく作業は進んだと考えております。

○花城大輔委員 この隊舎の工事が沿岸部の工事と関連しないという認識は今も変わりませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 変わっておりません。御質疑にはないのですが、コンクリートプラントの話も同時にありまして、これはいろいろ活用されるということで我々は決して認められないということでしたが、隊舎2棟については中止を求めませんと御説明いたしました。

○花城大輔委員 基地に直接かかわるかどうということとは判断がそれぞれあるだろうと思いますが、沖縄防衛局は関係ないからつくらせてくれと言いましたが、県の許可がなくてもつくれたはずなのです。そうしましたら、県は最後まで反対をして、反対したが強引につくられたというほうが県民受けするような気がしてならないわけです。そのときの判断として、どういうことが働いたのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 基本的には、作業部会の中で、これまで全ての工事がストップしていると。当然、この隊舎2棟については、もともとストップしているわけですが、工事が中断してしまって、腐食部分が出ていろいろな面で危険性があるという御説明がありました。これについては、ぜひ工事の再開について認めてほしいという強いお話がございましたので、我々としては中止を求めないことにしたということでございます。

○花城大輔委員 最後になりますが、今、基地がつくられている最中ですよ。陳情第13号沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める陳情の中で、今後も新基地をつくらせないという処理概要については適当だと思っておりますか。

○謝花喜一郎知事公室長 質疑の趣旨を十分に踏まえているかどうかわかりませんが、この処理概要には、沖縄県の今の県政の基本的なスタンスを記載させていただいているところでございます。

○花城大輔委員 完成して、供用開始されるまではこの文言が続くということでもいいですか。

○謝花喜一郎知事公室長 こちらに書いている部分で全て読み取れるかどうかはあるかもしれませんが、今の県政は辺野古新基地建設反対というスタンスでございますので、完成するまでということではなく、政府において建設を何と

か断念してもらおうという思いでの処理概要でございます。

○**花城大輔委員** 知事が就任してからの流れを見てみると、反対する姿勢をしながらつくり続けているという状況を感じるわけです。ですから、その辺をもう少しはっきりしていただきたいと思っています。先ほどの末松委員への答弁に対しては非常に意思が感じられなかったような気がしますし、これについては引き続き議論させていただきたいと思っています。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 陳情平成28年陳情第117号高江ヘリパッド建設に伴う環境破壊への懸念に関する陳情について、沖縄の大切な財産であるヤンバルの森の将来にかかわる問題であることから、各分野の専門家が集まる沖縄県環境影響評価審査会に諮るということですが、各分野の専門家というのはどういう中身ですか。

○**普天間朝好環境政策課副参事** 環境影響評価審査会の専門家委員の方ですが、例えば、大気環境、水環境、地形・地質、陸域植物、陸域動物、海域の植物・動物、景観の専門家の先生方を選任しているところでございます。

○**嘉陽宗儀委員** この前、米軍基地関係特別委員会で着陸帯を調査しに行ったときに、希少植物の保全のために移植するということがありました。そこで、その土壌で生息しているものをここから移したら枯れるということ指摘したら、専門家の皆さん方は、技術が発達しているので大丈夫ですということでしたので、専門家がそう言うのであればそれ以上言うわけにはいきませんが、この前、結果を聞くと何も生息していない。全て枯れていると。そういう意味で、今度の専門家は大丈夫ですか。

○**普天間朝好環境政策課副参事** 今、委員のおっしゃった専門家の御意見というのは、沖縄防衛局が事業を実施する上で、専門家の意見を聞かれての件だと思われま。事後調査報告書が出されておまして、その際に県の環境影響評価審査会の専門家の委員の先生方が立ち入りして現場を確認し、必要に応じて知事に答申いただいているということで、県の環境影響評価審査会の専門家の方が直接移植の作業に助言するというのではなく、事後調査報告書に対して

の審査をお願いしているということです。

○嘉陽宗儀委員 処理概要を見ると全部事業者がとなっていて、皆さん自身の主体的な取り組みが見られません。それを気にして、今、質疑しているのです。ですから、事業者任せではなく、県の立場でしっかりと信用できる専門家を配置して、今度は移植を含めて一私はそれをするなどとは言っていないですが、問題は一旦、消滅したら生き返らないということです。そういう意味では、真剣勝負できちんと取り組んでもらいたいのですが、いかがですか。

○棚原憲実環境企画統括監 まず、こういう事業の実施に当たりましては、事前に環境影響評価が出てきます。そして、事業実施前に行われる環境影響評価に対して、先ほど言いました、各分野の専門家から県知事名で事業実施者にこういう保全措置をしていただきたいという旨で県知事意見として述べていきます。その後、事業が実施されましたら、事後調査報告書という形で事前に予定していた評価に対する結果なりが出されてきます。それについても、県の環境影響評価の専門家が必要に応じて現地も確認しながら対応することになっています。先ほど申し述べましたが、現在、沖縄防衛局から出てきている事後調査報告書の状況を御説明します。N4地区の貴重な植物種を平成19年度、平成24年度及び平成25年度において、延べ35株を移植しております。平成26年度までに25株が生育し、生存率は71%となっております。それにつきましては、県の環境影響評価審査会の先生方数名も含めて現地で確認しております。

○嘉陽宗儀委員 私が質疑しているのは、事業者任せではだめだと。皆さん方もきちんと見識を持っているわけですから、県独自の立場で事業者が出した報告書についてチェックをするぐらいしないとだめではないかというのが質疑の趣旨です。いかがですか。

○棚原憲実環境企画統括監 先ほど述べましたように、事業実施前にも意見を言いますし、事業実施後の事後調査報告書の中でも専門家の意見を聞いて、我々はその保全措置について意見を述べております。東村高江区につきましても、実際に現場も確認していただいて意見を述べております。今後も引き続き環境保全措置が十分に行われるよう、意見を述べていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 次に、赤土流出防止対策の問題ですが、皆さん方に赤土流出防止対策の専門家はいますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 環境保全課で赤土等流出防止条例を所管しております。県の研究機関に衛生環境研究所というのがあって、その中に赤土を研究する部署があります。

○嘉陽宗儀委員 沖縄の土壌は中頭郡から島尻郡に向けては島尻マーヅ、あとは中頭マーヅ、読谷村から北部地域は国頭マーヅになっています。ですから、赤土対策という場合、この土壌の性質をしっかりと分析して、どういう特徴があるということを把握しないと十分な赤土流出防止対策はできないと思いますが、それはどう思いますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 委員のおっしゃるとおり、土壌の分類や土質、性質についても事業の中で調査されておりますし、細かな土壌の性質についても保健所の赤土の担当職員も含めて、毎年研修を行っております。

○嘉陽宗儀委員 赤土流出防止対策で一番困難なのは国頭マーヅです。粒子が細か過ぎて、少しの水でも分解して流れ出てしまうので、海を汚しているのはそれです。島尻マーヅはそれほど粒子が細かくないので、簡単に海には流れ出ませんが、国頭マーヅはそういう意味では非常に特徴があります。ですから、宜野座村は農業の生産地域ですが、中部地域から土を運んでまぜて粒子をきちんと安定させてから農業するというをしているのです。ですから、少なくとも赤土流出防止対策というのであれば、それをきちんと分析した上でやらないといけません。専門家がいるということなので、きちんとやってください。

それから、N1地区のヘリパッドでは全部流れてしまって一どころが転圧しましたか。

○仲宗根一哉環境保全課長 N4地区については、4年前に施工されています。そのときに一部着陸帯の法面が崩れたことがございました。その後、沖縄防衛局が補修工事をして、現在は崩れている状況は見られなくなっております。委員のおっしゃっているのが現在の話であれば、H地区とN1地区—新聞報道があったところかと思いますが、北部訓練場内のヘリパッド移設工事の現況について、今月中旬に沖縄防衛局に確認しております。昨年末にH地区とN1地区が建設されておりますが、着陸帯の現在の補修工事について、現況を確認したところ、既に補修工事は終わり、着陸帯の盛り土の部分に排水用のパイプを設置していると聞いております。県としましては、今後、再度の補修工事を行う

必要が出てきた場合は、工事の内容によっては赤土等流出防止条例の対象になることもあり得るので、その際は事前に県に連絡してほしいということを申し入れております。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方はきちんと専門的知見で、赤土流出についても対策をとるということをしてください。

次に、陳情第25号在沖米海兵隊の駐留検証に関する陳情について、海兵隊の任務は何ですか。

○運天修参事兼基地対策課長 先ほど来、質疑等で上がっております、防衛省から示された在日米軍・海兵隊の意義及び役割によりますと、海兵隊は武力紛争から自然災害に至るまで、種々の緊急事態に迅速に対応する初動対応部隊として、他の部署が果たしていない重要な役割を担っており、広範な任務を有しているということでございます。

○嘉陽宗儀委員 これに沖縄県民の命を守る任務は入っていますか。

○運天修参事兼基地対策課長 日米安全保障条約の範囲内で運営されていると思います。

○嘉陽宗儀委員 沖縄県民を守ると言っているのかという意味です。安保条約の話をしているのではありません。1つだけ情報提供しますが、海兵隊は訓練マニュアルを持っています。それを見ると、例えば、沖縄であればジャングル作戦—1週間山に放り込んで、そこでサバイバル訓練をしているのです。亀を殺して食べたり、ハブの首をねじって食べたり、いろいろなことが書かれていますが、県民の命を守るということは一つも出ていません。ですから、どう猛になるのは非常にはっきりしています。そういう恐ろしい部隊ですから、沖縄で訓練をする場合、普通の軍隊であればワッシュョイ、ワッシュョイと言いますが、海兵隊の訓練の号令はキル—殺せですよね。基地対策課長、どうですか。

○運天修参事兼基地対策課長 ささまざまな訓練を行っているということはいろいろな資料で承知しておりますが、かけ声などの実態については詳細に把握しておりません。

○嘉陽宗儀委員 今の海兵隊のマニュアルについても、前に皆さん方に提供し

ています。少なくとも議員が資料を提供したら勉強しておかないと、こういうことを質疑したら答えられなくなりますよね。きちんと勉強して、次は答えられるようにしますか。

○運天修参事兼基地対策課長 海兵隊に限らず、米軍のことについては、我々も日々、いろいろな資料を参考にしておりますので、引き続き研究してまいりたいと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る12月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

當山達也刑事部長。

○當山達也刑事部長 平成28年12月から本年2月末までの米軍構成員等による刑法犯の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等の刑法犯の検挙は6件5名で、前年同期と比較して3件9名の減少となっております。

罪種別では、凶悪犯が1件1名、窃盗犯が5件4名となっております。

検挙した被疑者については、書類及び証拠品とともに那覇地方検察庁に送致しております。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

梶原芳也交通部長。

○梶原芳也交通部長 お手元の資料を御確認ください。

昨年12月から本年2月末までの米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等による交通人身事故につきましては、34件発生し、前年同期と比べ12件の減少となっております。

同期間における交通死亡事故の発生はございません。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

これより、12月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 去年4月に起きたうるま市での事件がありました。犯人が捕まりましたが、ことしに入ってから、女性が悪かったというような発言をしているということが報道されました。これは言語道断です。本当に凶悪そのものだと思いますが、それについて、刑事部長の見解が述べられたら、聞かせてください。

○當山達也刑事部長 私も今回の被告がいろいろなことを言っているという新聞報道は承知しております。これにつきましては、被告個人の見解ということで考えておりますが、警察としては犯人を検挙する一方で、被害者の保護という責務も負っておりますので、その観点からすると、被害者側の立場に立てばなかなか容認できるような発言ではないという気ではおります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 刑法犯検挙の傾向としてはどうですか。プラス、マイナスは

ありますが、どのように見えていますか。

○當山達也刑事部長 先ほどの数字につきましては、昨年12月からことし2月末までの数字で御説明しましたが、去年1年間の数字で見えますと、米軍関係構成員等の刑法犯の検挙が全体で23件ございました。これはこれまでの中で最も少ない数字となっております。最も多かったときは、昭和52年の約340件という時期がございました。そのころに比較しますと、その数字というのは相当減少してきているという理解でおります。

○照屋守之委員 これはどういうことが要因で少なくなっていると考えますか。

○當山達也刑事部長 これには幾つも要因があろうかと思いますが、警察側の立場から見た要因としましては、去年の事件も含めて、かなりパトロールを強化しております。そのパトロールのやり方としましては、特に夜間、そして繁華街、住宅街も含めてですが、パトロールを強化しております。もう一つ、警察側の立場としましては、外出禁止の時間が米軍側から示されておりますので、その時間帯に施設の外にいる米軍関係者につきましては、積極的に職務質問をして、米軍構成員等であるということが確認できた際には、早目の帰隊、あるいは憲兵隊を呼んで引き継ぎをするということをしております。もう一つの点で言いますと、米軍側が行っている綱紀肅正、特に外出の禁止という効果も要因としては大きいのではないかと考えております。

○照屋守之委員 警察官が100名でしたか。かなり数をふやしましたよね。その効果もあらわれていると考えていいですか。

○當山達也刑事部長 先ほど御説明しましたように、パトロールの強化の中には、ことしに入りまして県外からの特別出向者で構成いたしましたシーサー警ら隊というのがございますが、この100名をパトロールを中心に行う地域課に配置しまして、パトカーも20台だったかと記憶しておりますが、パトロールを強化しております。この活動の効果というのは、現在、担当するところで取りまとめをしていると承知しております。ほぼ2カ月がたちましたので、この効果については非常に大きいと考えております。と言いますのは、前任が那覇警察署でございましたので、那覇警察署にはシーサー警ら隊の配置に伴いましてパトカーがたしか6台増車されました。そうしますと、これまで交番のパトカ

一でパトロールをしていたものにプラスアルファで、休憩をしているパトカーを除けば、かなりのパトカーが繁華街、住宅街をパトロールするという形になりましたので、そういう意味では、効果はあったという認識でございます。

○照屋守之委員 そういう形でパトロールがふえていくことになると、刑法犯罪もさることながら、交通事故については傾向はどうですか。

○梶原芳也交通部長 パトロールの効果としては、まだ2カ月ですから評価はできないと思いますが、昨年だけを見ますと、前年に比べて交通の人身事故、それから飲酒絡みの事故もトータルで減っております。過去と比較した場合には、例えば、米軍人の絡む人身事故の比率自体は減っていないのですが、沖縄県全体の人身事故がずっと減少している中で、米軍構成員の事故の比率は一定ということになりますと、必然的に米軍人の絡む事故そのものも減っているからその位置にあるかと。ですから、全体が減ってきているということになりますので、いい方向に推移しているのではないかと考えております。

○照屋守之委員 いずれにしても、県警察の働きは犯罪の抑止や交通事故も含めていい仕事をしていますので、ぜひこれからも頑張ってください。

それから、沖縄総合事務局が行っている青色回転灯のパトロールをよく見ますが、ああいうものも含めて、県警察の対応も相まってそういう効果が出ているという認識でいいのですか。

○梶原芳也交通部長 現在の所管ではございませんが、前任が生活安全部長でしたので、その部分で答えられる範囲内でお答えいたします。先ほど申し上げました刑法犯の認知件数であったり、交通事故であったりというのが全体として非常に減少しております。これは警察の取り組みもありますし、先ほど委員からお話ございました青色回転灯のパトロールもありますし、さまざまな要因があります。一番は地域のボランティアの皆さんの活動が非常に大きいと思っております。以前に比べますと、防犯ボランティアの皆さんが非常にふえております。この方々の活動、そのおかげで地域の皆さんが地域の安全、あるいは交通事故に対して関心が非常に高くなっているのではないかと思います。一方で、青色回転灯のパトロールでございますが、現在、100台動いていると思います。これにつきましては、委員の皆様から深夜も動いたほうがいいのかという御提言がございましたので、私どもから所管している沖縄総合事務局にこういう意見があるということを伝えまして、現在は深夜の時間帯もパ

トロールしていると承知しております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 アメリカ兵で基地外居住の皆さん方は、相変わらず外に出て酒を飲んでいますよね。実態はつかんでいますか。

○當山達也刑事部長 今、飲酒ができる時間帯、そして外出禁止の時間帯が指定されておりますので、それ以外であれば、外出して飲酒していると考えられます。

○嘉陽宗儀委員 一応は向こうの組織からきちんと教育されていると思いますが、少し一杯のつもりで飲んで、民間地域に流れて行って冷やかしますよね。知りませんか。そういう冷やかしをする方が大分いて、結局、基地外居住の実態をしっかりと把握しないと、教育が十分及ばないのではないかと感じます。対策をとる必要はないですか。

○當山達也刑事部長 基地の外に米軍構成員等がどれぐらい住んでいるかという数字は持ち合わせておりませんが、いずれにしましても外出禁止の時間帯につきましては、先ほども御説明いたしました、積極的に職務質問をして、帰隊、帰宅を促す、あるいは米軍の憲兵隊に引き継ぐということを行っておりますので、そういう米軍側と連携をした対策を今後も進めていきたいと思っております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、12月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍普天間飛行場の5年以内の運用停止の実現を求める意見書を議員提出議案として提出することについてを議題に追加することについては、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議をした結果、追加することで意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

米軍普天間飛行場の5年以内の運用停止の実現を求める意見書を議員提出議案として提出することについては、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

米軍普天間飛行場の5年以内の運用停止の実現を求める意見書を議員提出議案として提出することについてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出について協議した結果、各会派としての意見を聞いてはどうかとの発言があり、各委員ともこれを了承した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

各会派の意見をお聞きしたいと思います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 意見書を出すのはいいことですが、5年以内ということは私どもからすると今さらという感じがしますので、これを早期の普天間飛行場の運用停止という表現にする。それから、文中にある5年以内の運用停止云々についても、国は県との協力体制のもとに5年以内の運用停止を進めていくということですから、今、信頼関係もないという中で、一方的に国に対して5年以内ということを求めるのではなく、議会の立場として、とにかく普天間飛行場の危険性は放置できないので早期の運用停止を求めていくという表現にしていけば、全会一致で対応できるのではないのでしょうか。

○仲宗根悟委員長 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 意見書の委員長案については会派としてはいいと思います。先ほども議論があったように、5年以内の運用停止については普天間飛行場の一日も早い危険性の除去が大前提にあって猶予はできないということから出ていることです。あと2年少ししか残っていない、政府と前知事が約束したことについて、翁長知事も含めて踏襲するということで求めているので、しっかりと県民を挙げて5年以内の運用停止を求めていくという原案が重要ですから、ぜひまとめてもらいたいという意見です。また、文案をさわって骨抜きにされると意味がなくなるのではないかと。せっかく前知事が総理大臣がおっしゃることだからということで最大の賛辞を贈って確約したことなのです。これは大事なことなので、根幹は抜かないほうがいいと思います。

○仲宗根悟委員長 新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 意見書の委員長案には基本的に賛成です。1行目に書いてあるように、平成25年12月に閣議決定され、安倍首相が普天間飛行場負担軽減推進会議において「できることは全て行う」とおっしゃって5年以内の運用停止を約束したわけですから、一日も早くという抽象的な表現ではなく、約束された平成31年2月までの運用停止を県議会としてもしっかりと求めるべきだという意味で、期限を決めた形の意見書でなければいけませんし、早期のとか、一日も早くという表現では意見書を出す意味がありませんので、この中身で私たちは賛成です。

○仲宗根悟委員長 渡久地修委員。

○渡久地修委員 5年以内の運用停止については閣議決定されているものでもありますし、辺野古移設とはかかわりなく進めていくということも政府見解で述べられていました。ところが、この前の国会で辺野古移設と絡めて困難だと答弁されたということで、とてもではありませんが容認できません。ですから、あと2年足らずですが、県民への約束どおり5年以内の運用停止は実現してもらおうという点で、緊急性があるので、そこは明確にしたほうがいいと思います。

○仲宗根悟委員長 金城勉委員。

○金城勉委員 最近、改めて2013年の承認から年明け1月の臨時議会の議事録を確認しました。その臨時議会の仲井眞前知事の説明では、私と総理大臣との約束だということが明確に議事録として残っております。そういう意味では、5年以内の運用停止ということは総理大臣と知事の責任において約束されたことです。ですから、2014年2月を起点として2019年2月までの5年以内の運用停止、閉鎖状態の取り組みは非常に重要な件ですし、普天間飛行場の危険性を固定化させてはならないということは政府も何度も発言してきておりますので、この件については文案のとおり賛成できます。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

(休憩中に、沖縄・自民党会派から一旦持ち帰って検討したいとの申し出があり、各会派ともこれを了承した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍普天間飛行場の5年以内の運用停止の実現を求める意見書を議員提出議案として提出することにつきましては、一旦持ち帰って検討したいとの意見がありますので、そのようにいたしたいと思います。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事対象区域（第1種区域）の見直しに関する意見書を議員提出議案として提出することについてを議題に追加することについては、休憩中に御協議をお願いいたします。意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。休憩いたします。

（休憩中に、議題の追加について協議をした結果、追加することで意見の一致を見た。）

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事対象区域（第1種区域）の見直しに関する意見書を議員提出議案として提出することについては、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事対象区域（第1種区域）の見直しに関する意見書を議員提出議案として提出することについてを議題といたします。

休憩いたします。

（休憩中に、意見書の提出について協議した結果、一旦持ち帰り検討し、3月27日午前10時に委員会を開き改めて協議することとなった。）

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査

及び対策の樹立に係る嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事対象区域（第1種区域）の見直しに関する意見書を議員提出議案として提出することにつきましては、一旦持ち帰って検討したいとの意見がありますので、そのようにしたいと思います。

以上で、本日の議題は全て終了しました。

次回は、3月27日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委 員 長 仲宗根 悟